

河合町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
奈良県 河合町

目次

第1章	計画概要.....	1
第2章	公共施設等の現況.....	3
第3章	人口.....	12
第4章	財政.....	16
第5章	公共施設等の更新費用推計.....	23
第6章	公共施設等の今後の更新に対する課題と対策.....	26
第7章	公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針.....	29
第8章	施設類型ごとの管理に関する基本方針.....	32
第9章	むすびに.....	42

本計画については、以下の事項に留意ください。

- ①本計画における延床面積、金額等の数値については、端数を四捨五入しており、合計及び割合が一致しない場合があります。
- ②公共施設等の数値及び情報については、平成26年度末時点の調査結果になります。

第 1 章 計画概要

第 1 節 はじめに

昨今、公共施設は、社会情勢の急激な変化、関連経費による自治体財政圧迫、進展する老朽化等の問題から、従来のあり方を見直し、方針転換を求められています。

公共施設は、高度成長期に集中的に整備され、その当時の社会情勢や町民の需要を反映しています。このことが 2 つの問題を引き起こす可能性があります。

第一の問題は、財政への過大な負担です。これは、集中的に整備したことにより、一斉に老朽化が進行し、同時期に建替えを迎え、多大な建設費用の発生により、顕在化するものです。

第二の問題は、行政サービスの劣化です。前述のとおり、公共施設は当時の社会情勢を反映し、整備しています。しかし、時勢の変化も含む町民の要望に対応できず、建物と同時にそこで提供されている行政サービスが、利用者の需要を満たすことが出来ず、顕在化するものです。例えば、少子高齢化により、高齢者が多くなり、今までよりも公共施設へのバリアフリーの充実が求められ、その結果、バリアフリー非対応の公共施設では、利用者の満足度は低下し、行政サービスの目標が達成できなくなります。

一方、財政状況は、地方交付税の減少、人口減少による税収入の減少、超高齢社会への変化に伴う扶助費の増加等厳しい状況であり、このような中、従来通りの考え方で公共施設への投資を続けていくことは難しく、効率よく公共施設を管理運営していく必要があります。また、国においても、公共施設に係る課題を重要視しており、全国の自治体へ公共施設等総合管理計画の策定要請がなされました（総財務第 74 号「公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進について」）。

これらの課題解決のため、そして、これからの河合町にふさわしい公共施設のあるべき姿を目指すために、公共施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行い、長期的な視点をもって、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等に計画的に取り組み、財政負担を軽減及び平準化するとともに公共施設等の最適化及び有効活用を図るため、「河合町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

第 2 節 計画期間

計画期間については、上位計画である「河合のまちの夢ビジョン」及び総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、また、1970 年代に整備された公共建築物が多く、今後 20 年後から建物の更新時期やインフラの補修時期が集中することが予想されることから、平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間とします。

第3節 対象施設

公共施設等の現況を整理するにあたり、行政目的別に分類された施設単位で整理し、集計しました。

分類については、建築系公共施設と土木系公共施設に大別した上で、表 1-3-1 のとおりに河合町の公共施設等に係る用途分類を定義しました。

表 1-3-1 河合町の施設分類

公共施設等		
	建築系公共施設(カッコ内は、施設例)	
	学校教育系施設	学校(河合第一小学校、河合第一中学校)
	文化系施設	集会施設(中央公民館(新館)、南部地区公民館)
		文化施設(河合町立文化会館(まほろばホール))
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設(総合スポーツ公園、河合町立体育館)
		レクリエーション施設(体験農園(ほのぼの農園))
	子育て支援施設	幼稚園・保育所(河合幼稚園、広瀬台保育所、西穴闇保育所)
		幼児・児童施設(西穴闇児童館)
	保健・福祉施設	高齢福祉施設(老人憩の家、老人福祉センター)
		障害福祉施設(保健・障害福祉センター)
		社会福祉施設(総合福祉会館「豆山の郷」)
	行政系施設	庁舎等(河合町役場)
		消防施設(消防屯所、コミュニティー消防センター)
	公営住宅	公営住宅(公営住宅、改良住宅)
	公園	公園施設(中山田池公園、高塚台第一公園)
	供給処理施設	供給処理施設(清掃工場、粗大ごみ処理施設)
	土木系公共施設	
	道路	
	橋梁	
	上水道	
	下水道	

第2章 公共施設等の現況

第1節 公共施設等の保有状況

第1項 公共施設等の数量

公共施設等総合管理計画の策定にあたり、対象となる公共施設等の数量を調査した結果、本町では平成26年度末時点において、建築系公共施設は表2-1-1のとおり83施設、総延床面積85,152㎡となり、土木系公共施設については表2-1-2のとおりです。

表2-1-1 建築系公共施設の用途分類別（大分類・中分類）別延床面積の内訳

No	大分類	施設数	延床面積(㎡)	構成比	中分類	施設数	延床面積(㎡)	構成比
1	学校教育系施設	5	36,835	43.3%	学校	5	36,835	43.3%
2	文化系施設	23	9,324	10.9%	集会施設	22	5,321	6.2%
					文化施設	1	4,003	4.7%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	7	3,290	3.9%	スポーツ施設	6	3,243	3.8%
					レクリエーション施設	1	47	0.1%
4	子育て支援施設	4	3,371	4.0%	幼稚園・保育所	3	2,730	3.2%
					幼児・児童施設	1	641	0.8%
5	保健・福祉施設	13	9,458	11.1%	高齢福祉施設	9	2,595	3.0%
					障害福祉施設	1	986	1.2%
					社会福祉施設	3	5,877	6.9%
6	行政系施設	9	5,762	6.8%	庁舎等	1	4,913	5.8%
					消防施設	8	849	1.0%
7	公営住宅	15	15,178	17.8%	公営住宅	15	15,178	17.8%
8	公園	3	184	0.2%	公園施設	3	184	0.2%
9	供給処理施設	4	1,750	2.1%	供給処理施設	4	1,750	2.1%
合計		83	85,152	100%				

注：端数を四捨五入しており、合計及び割合が一致しません。

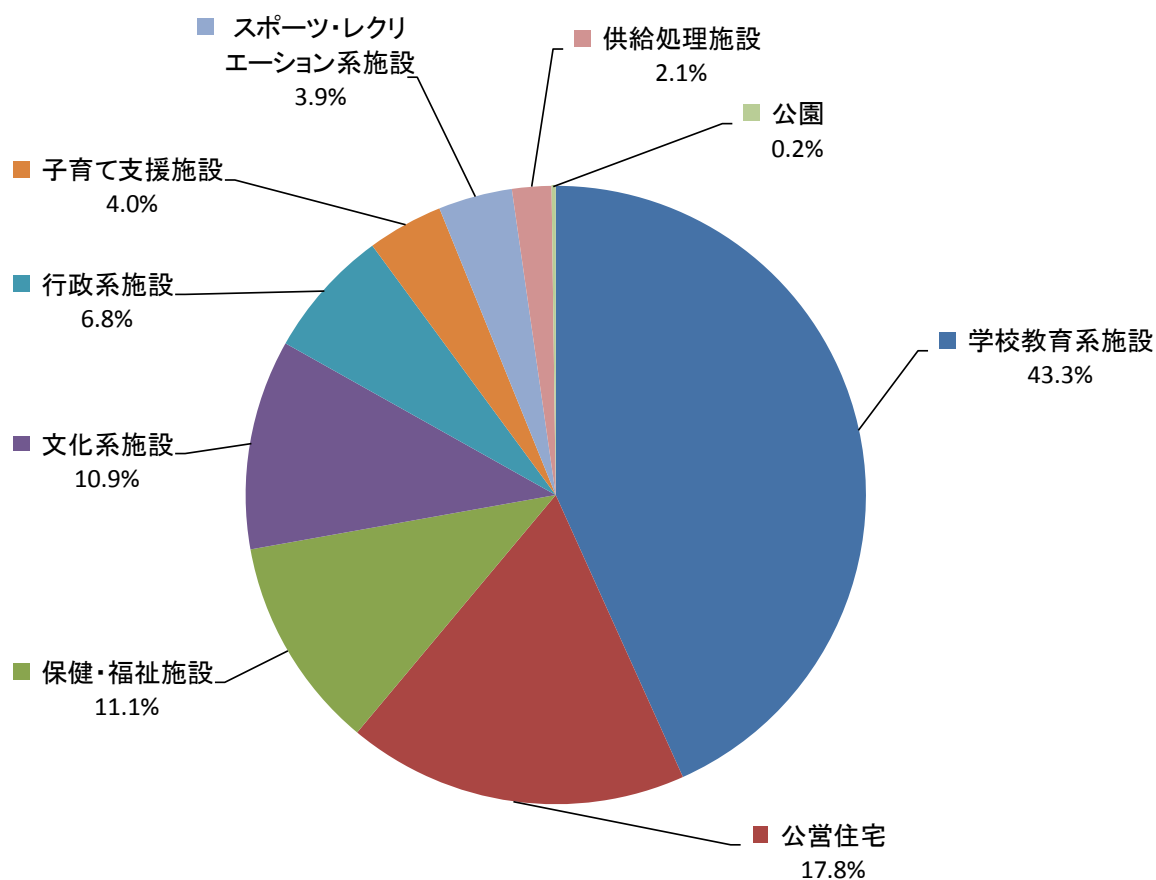
表2-1-2 土木系公共施設の内訳

施設の類型	数量
一般道路	延長 108,596.31m、面積 652,129.87 ㎡
自転車歩行者道	延長 999.10 ㎡、面積 4,765.84 ㎡
橋梁	面積 6,394.32 ㎡
上水道	管路延長 119,131m
下水道	管路延長 105,000m

第2項 建築系公共施設の割合

用途分類別でみた延床面積の構成割合は、学校教育系施設が 43.3% (36,835 m²) と 4 割以上を占めています。次いで公営住宅 17.8% (15,178 m²)、保健・福祉施設 11.1% (9,458 m²)、文化系施設 10.9% (9,324 m²) と高い構成割合となっており、上位 4 つの用途分類において総延床面積の 83.1% (70,795 m²) を占めています。

図 2-1-1 公共施設の用途分類別（大分類・中分類）別延床面積の割合

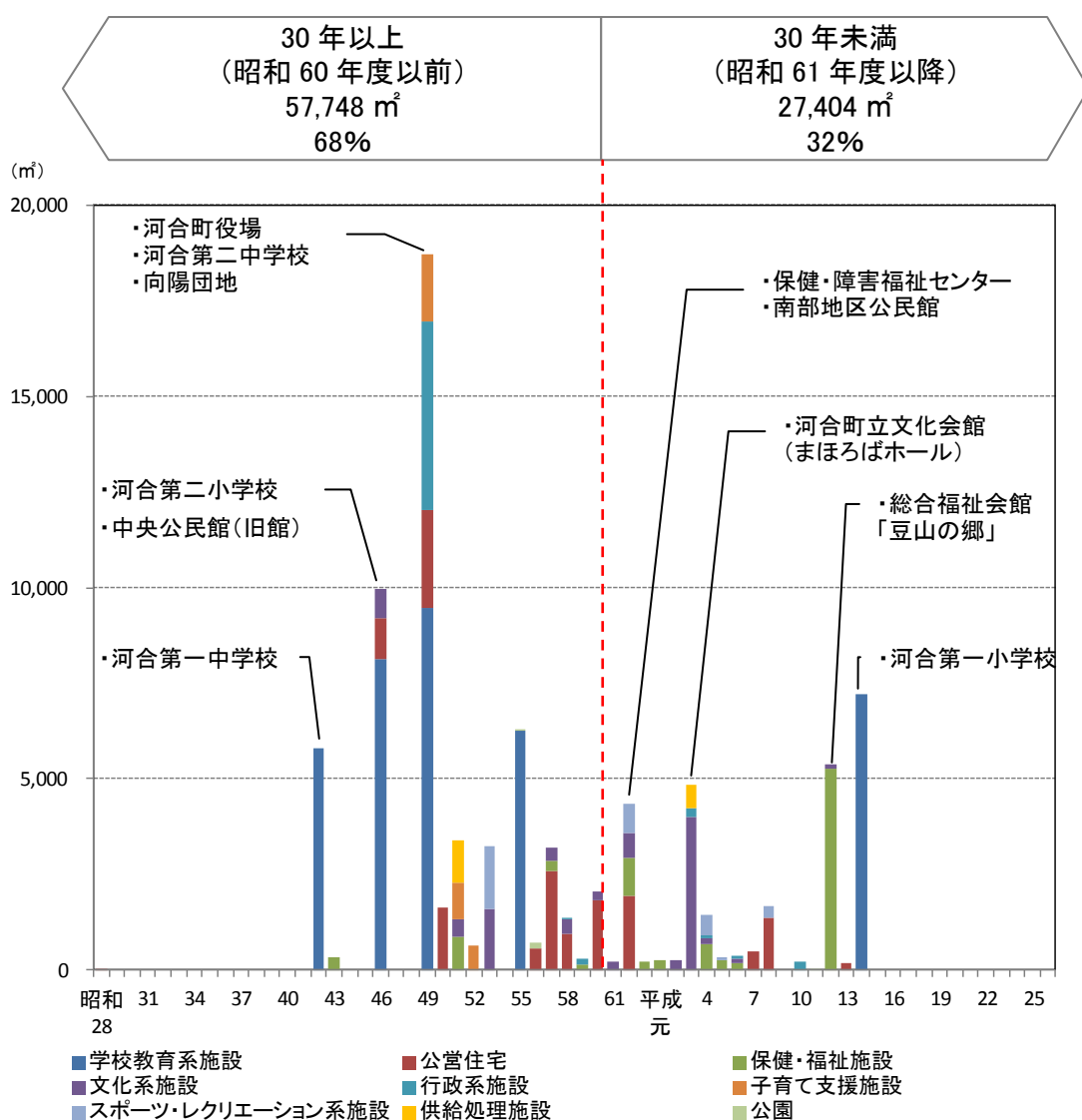


第3項 用途別・建築年度別延床面積

建築系公共施設について、用途分類別及び建築年度別に延床面積を整理すると、昭和40年代に町役場、学校、公営住宅等の大型の施設が多く建築されています。

年代別の延床面積について平成27年度を起算時点としてみると、建築から30年未満の施設は27,404㎡で全体の32%を占めています。一方で建築から30年以上経過し、今後10年から20年程度以内に建替えや大規模修繕を控えた施設は57,748㎡で全体の68%を占めています。

図 2-1-2 建築系公共施設の用途別・建築年度別延床面積



注：図中の名称は、その年度に建設された施設のうち、代表的な施設を挙げています。

用途分類別に施設の経年状況を整理すると、学校教育系施設と子育て支援施設は全ての施設が築30年以上経過しており、公園、行政系施設、公営住宅についても築30年以上経過している施設が7割以上を占め、本町の公共施設は、老朽化が進展しています。

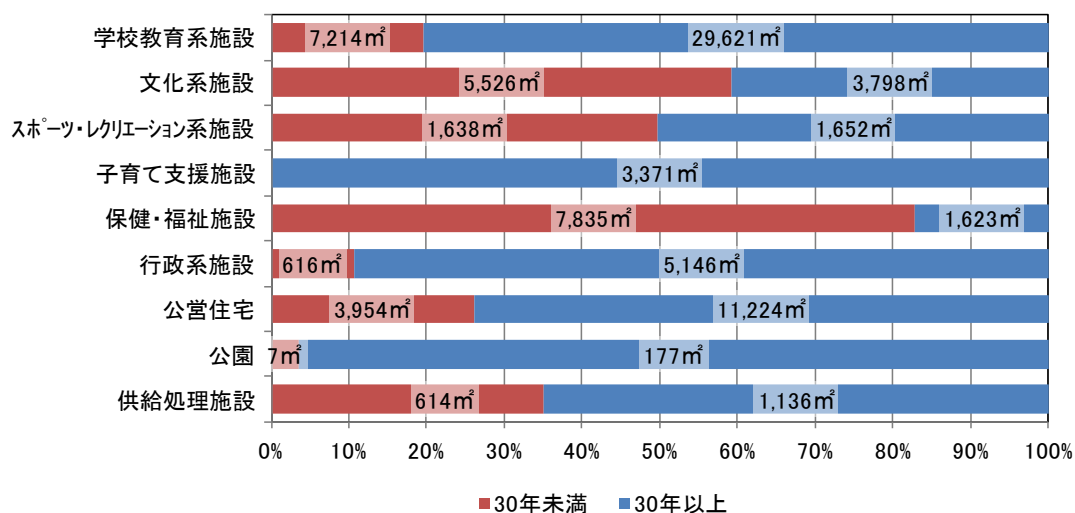
表 2-1-3 用途分類別の経年別（30年未満・以上）延床面積

経年分類	学校教育系施設		文化系施設		スポーツ・レクリエーション系施設	
	延床面積(㎡)	構成比	延床面積(㎡)	構成比	延床面積(㎡)	構成比
30年未満	7,214	20%	5,526	59%	1,638	50%
30年以上	29,621	80%	3,798	41%	1,652	50%
合計	36,835	100%	9,324	100%	3,290	100%

経年分類	子育て支援施設		保健・福祉施設		行政系施設	
	延床面積(㎡)	構成比	延床面積(㎡)	構成比	延床面積(㎡)	構成比
30年未満	0	0%	7,835	83%	616	11%
30年以上	3,371	100%	1,623	17%	5,146	89%
合計	3,371	100%	9,458	100%	5,762	100%

経年分類	公営住宅		公園		供給処理施設	
	延床面積(㎡)	構成比	延床面積(㎡)	構成比	延床面積(㎡)	構成比
30年未満	3,954	26%	7	4%	614	35%
30年以上	11,224	74%	177	96%	1,136	65%
合計	15,178	100%	184	100%	1,750	100%

図 2-1-3 用途分類別の経年別（30年未満・以上）延床面積



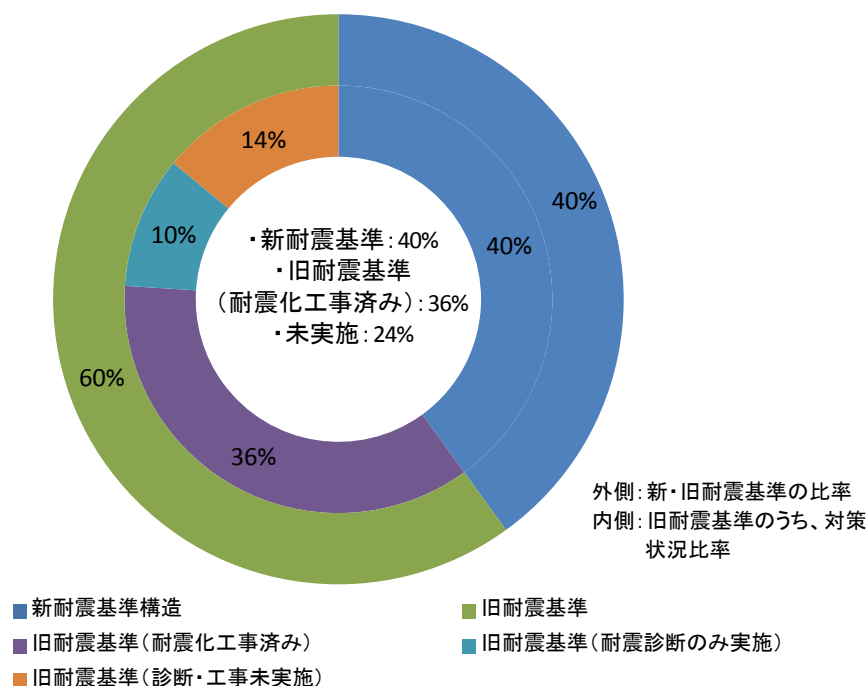
第4項 耐震化の状況

建築系公共施設においては、昭和 56 年の建築基準法改正にともない、新耐震基準への適合が求められています。本町においては、「河合町耐震改修促進計画」を策定しており、町有建築物耐震化について、各施設の将来計画や耐震診断・耐震改修の優先性を検討し、建築物の役割に応じた耐震化の計画的な実施を図っています。

本町における建築系公共施設の新耐震基準にて建築された施設は 40%、旧耐震基準のうち耐震化工事済みについては 36%、旧耐震基準のうち耐震化工事がされていない施設については 24%となっています。そのうち 10%が耐震診断を実施しており、その耐震診断結果を元に今後の耐震化を検討しています。旧耐震基準であり耐震診断・耐震工事未実施の施設については、廃止を検討している施設もあることから、利用状況等を勘案し、診断の実施を検討します。

新耐震基準の施設については、古いものでは築後 30 年が経過している施設もあり、老朽化、損傷及び劣化等に起因する耐震性能が低下していることが懸念されるため、防災及び施設特性を勘案し、耐震診断の実施を検討します。

図 2-1-4 建築系公共施設の耐震化状況



第5項 維持管理費の状況

平成 26 年度時点における建築系公共施設の維持管理費を集計しました。支出の総額は約 4 億 5,166 万円であり、平成 26 年度末時点の町民一人当たりで換算すると約 2 万 4 千円/人となります。

内訳では建物管理委託費の割合が最も高く 50%を占めています。光熱水費も 35%を占めており、この 2 種類の支出で全体の約 9 割近くを占めている状況です。

図 2-1-5 建築系公共施設の維持管理費の状況

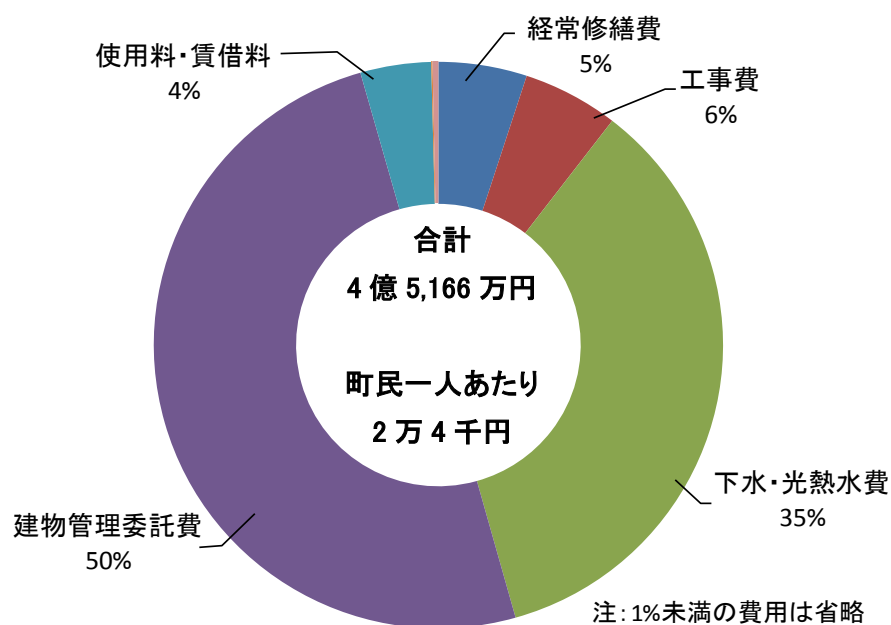


表 2-1-4 用途分類別の維持管理費の状況 (平成 26 年度時点)

用途	経常 修繕費	工事費	下水・光 熱水費	建物管理 委託費	使用料 賃借料	事業費	指定 管理料	その他	合計
学校教育系施設	0	0	30,435	8,133	0	0	0	0	38,568
文化系施設	444	0	16,952	12,992	72	260	0	147	30,867
スポーツ・レクリエーション系施設	0	0	4,325	4,424	32	0	0	7	8,788
子育て支援施設	738	0	9,317	1,237	1,062	81	0	0	12,435
保健・福祉施設	2,245	5,624	54,491	41,902	2,378	0	0	1,345	107,985
行政系施設	0	0	13,242	14,823	328	0	0	0	28,393
公営住宅	14,905	0	1,186	0	0	0	0	0	16,091
公園	143	0	1,212	758	0	0	0	0	2,113
供給処理施設	4,276	18,968	27,519	141,332	14,323	0	0	0	206,418
合計	22,751	24,592	158,679	225,601	18,195	341	0	1,499	451,658

(単位: 千円)

注：維持管理費は、公共施設調査により各担当課にヒアリングして把握しました。

図 2-1-6 用途分類別の維持管理費の状況（平成 26 年度時点）

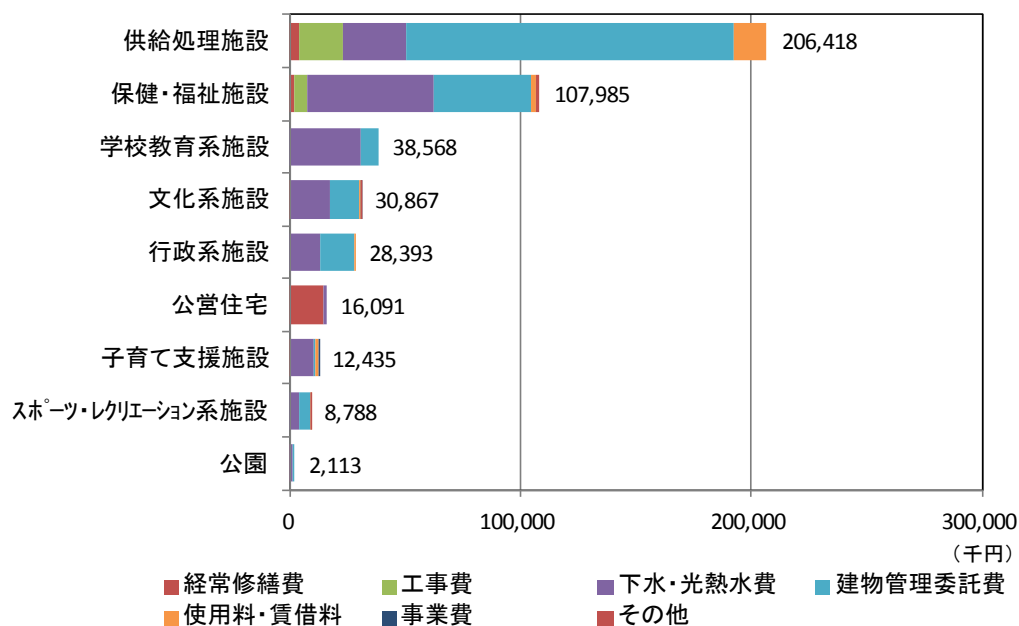
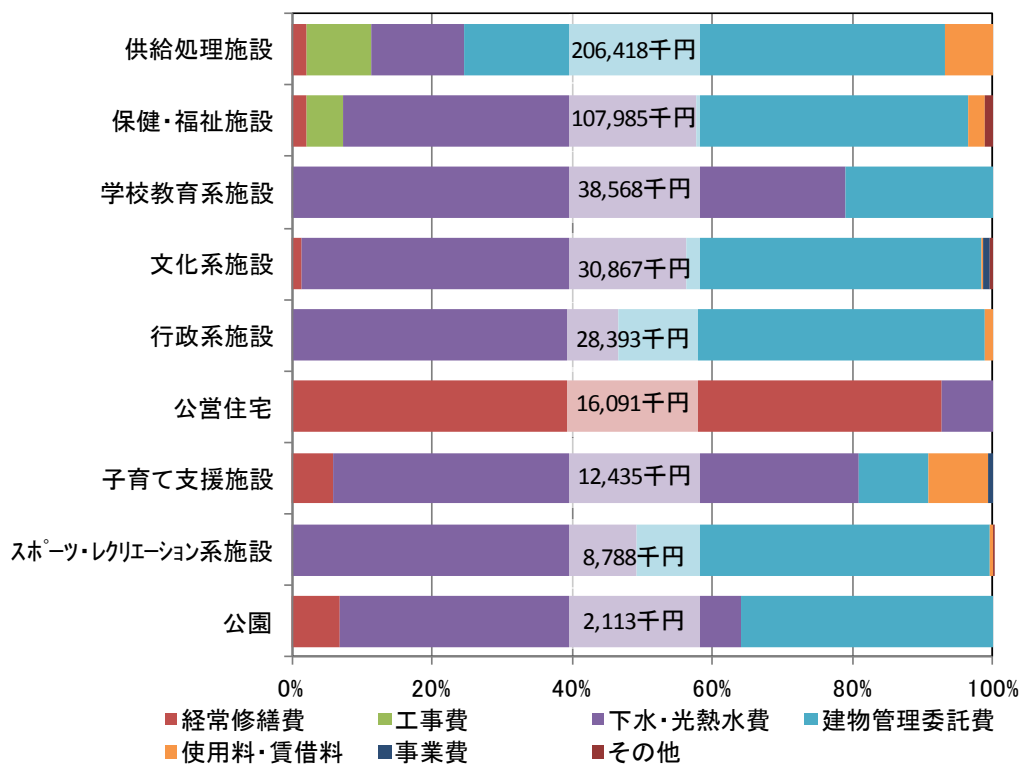


図 2-1-7 用途分類別の維持管理費割合の状況（平成 26 年度時点）



第6項 土木系公共施設の状況

河合町に設置されている土木系公共施設の状況は次のとおりです。

① 道路・橋梁

本町には、西名阪自動車道、県道 5 号、14 号、36 号等の広域幹線道路が通過しており、町道は、それに連絡し道路網を形成しています。

② 上水道

上水道の整備は完了しており、現在は配水管及び水源の維持保全による、安全な水の安定供給に努めています。

③ 下水道

昭和 55 年から着手した下水道整備は、現在、下水道の普及率は、99.1%となっており、大字単位での面整備はほぼ完了しています。

表 2-1-5 土木系公共施設の状況

	延長(m)	面積(m ²)
一般道路	108,596.31	652,129.87
歩行者自転車道	999.10	4,765.84

	橋数	延長(m)	面積(m ²)
橋梁	44	890.51	6,394.32

	管路延長(m)	普及率(%)	給水人口(人)	給水区域面積(Km ²)
上水道	119,131	100	22,316	8.64

	管路延長(m)	普及率(%)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(ha)
下水道	105,000	99.1	18,348	406.87

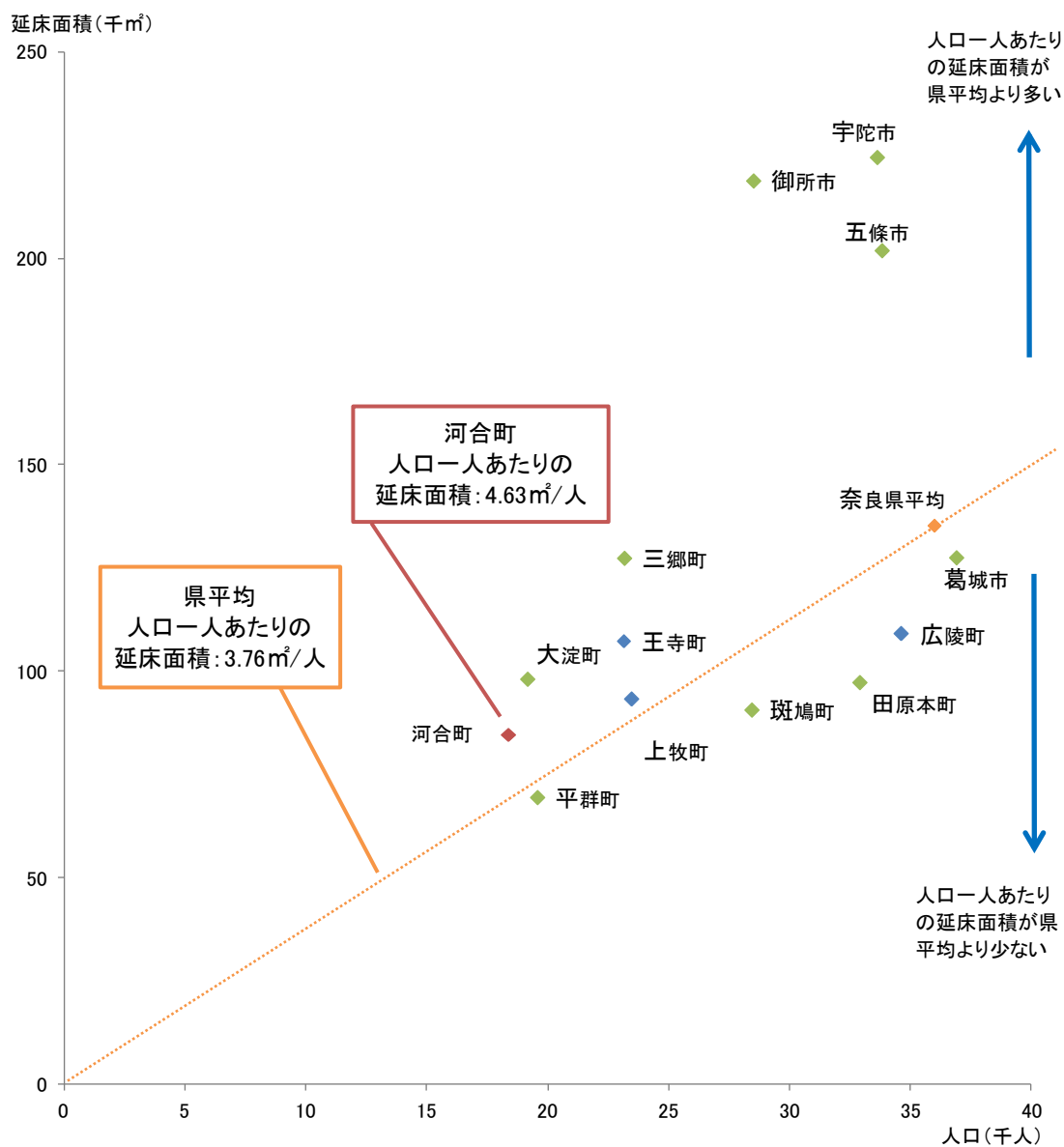
	街区公園数	緑地公園数	近隣公園数	合計数
公園	35	4	3	42

出典：上水道事業経営比較分析表、公共下水道事業経営比較分析表、河合町都市公園条例

第2節 奈良県他市町村との公共施設保有量の比較

奈良県内の市町村及び北葛城郡4町について、公共施設総延床面積と人口の関係を集計しました。奈良県下の平均値は、 $3.76 \text{ m}^2/\text{人}$ であり、一方で本町は、 $4.63 \text{ m}^2/\text{人}$ となっており、人口の割合に対して、公共施設の保有量が比較的多い傾向にあります。

図 2-2-1 県他市町村との比較



出典：公共施設状況調査 H26（総務省）、住民基本台帳に基づく人口による年齢別人口調査結果（奈良県）

注1：奈良県内市町村から、人口1万人以上5万人未満の市町村を抽出しています。

注2：本町の情報のみ、本計画の調査結果およびH27時点の人口を使用しています。

第3章 人口

第1節 人口の現況

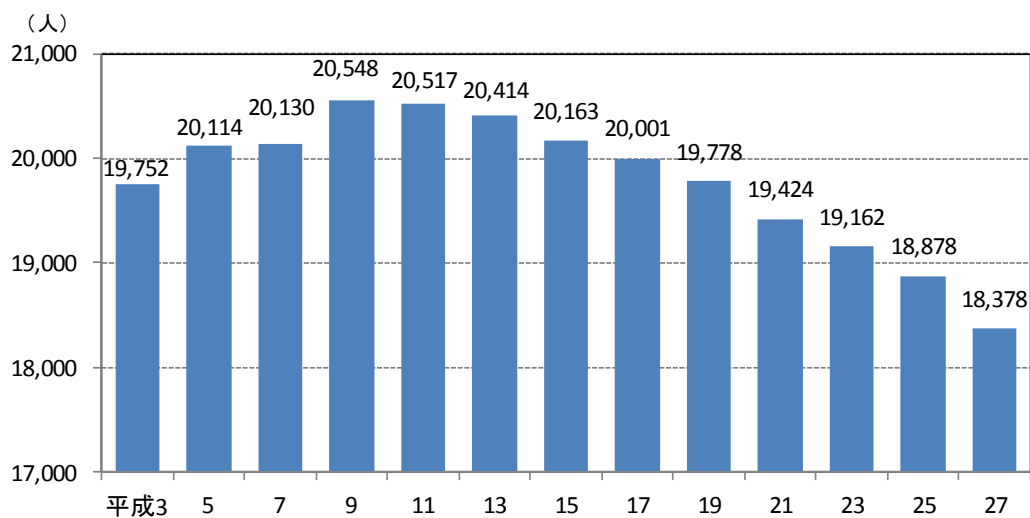
本町の人口は平成9年に20,548人でピークを迎えました。それ以降は減少が続き、平成27年には18,378人となり、平成9年に比べて2,170人減少しています。

表 3-1-1 人口推移（各年10月1日時点）（単位：人）

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		合計
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	
平成3	3,626	18.4%	14,107	71.4%	2,019	10.2%	19,752
平成5	3,246	16.1%	14,374	71.5%	2,494	12.4%	20,114
平成7	2,984	14.8%	14,366	71.4%	2,780	13.8%	20,130
平成9	2,931	14.3%	14,553	70.8%	3,064	14.9%	20,548
平成11	2,731	13.3%	14,497	70.7%	3,289	16.0%	20,517
平成13	2,571	12.6%	14,190	69.5%	3,653	17.9%	20,414
平成15	2,413	12.0%	13,819	68.5%	3,931	19.5%	20,163
平成17	2,339	11.7%	13,437	67.2%	4,225	21.1%	20,001
平成19	2,305	11.7%	12,818	64.8%	4,655	23.5%	19,778
平成21	2,266	11.7%	12,099	62.3%	5,059	26.0%	19,424
平成23	2,180	11.4%	11,634	60.7%	5,348	27.9%	19,162
平成25	2,087	11.0%	10,848	57.5%	5,943	31.5%	18,878
平成27	1,946	10.6%	10,109	55.0%	6,323	34.4%	18,378

出典：住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口

図 3-1-1 人口推移（各年10月1日時点）



年齢階層別の人口推移をみると、人口ピーク時の平成9年以降、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少傾向であり、老年人口（65歳以上）は増加し続けています。また、人口ピーク時の平成9年に年少人口と老年人口の割合が逆転しています。

図 3-1-2 年齢階層別人口推移

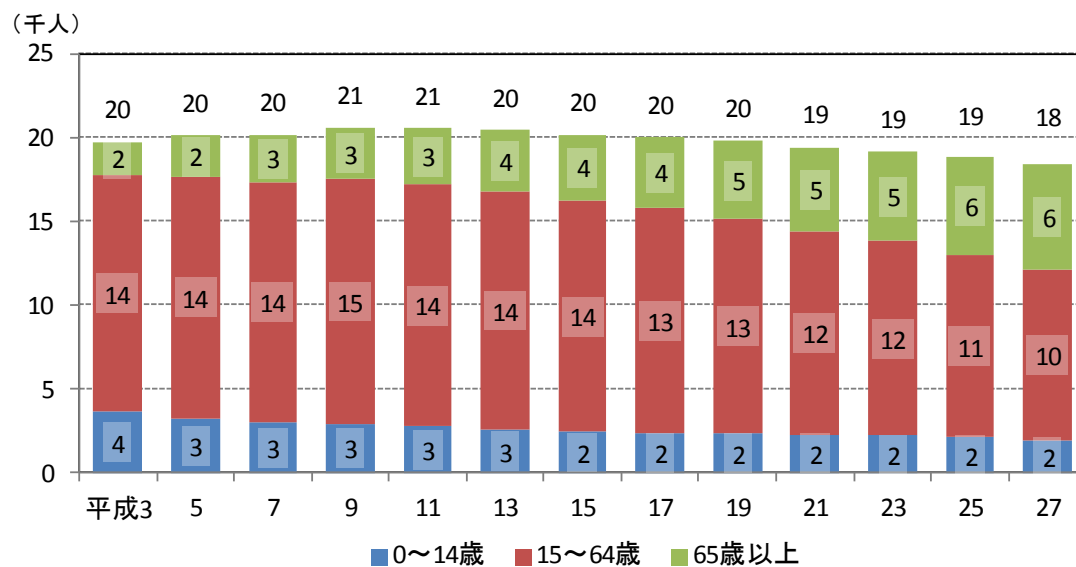
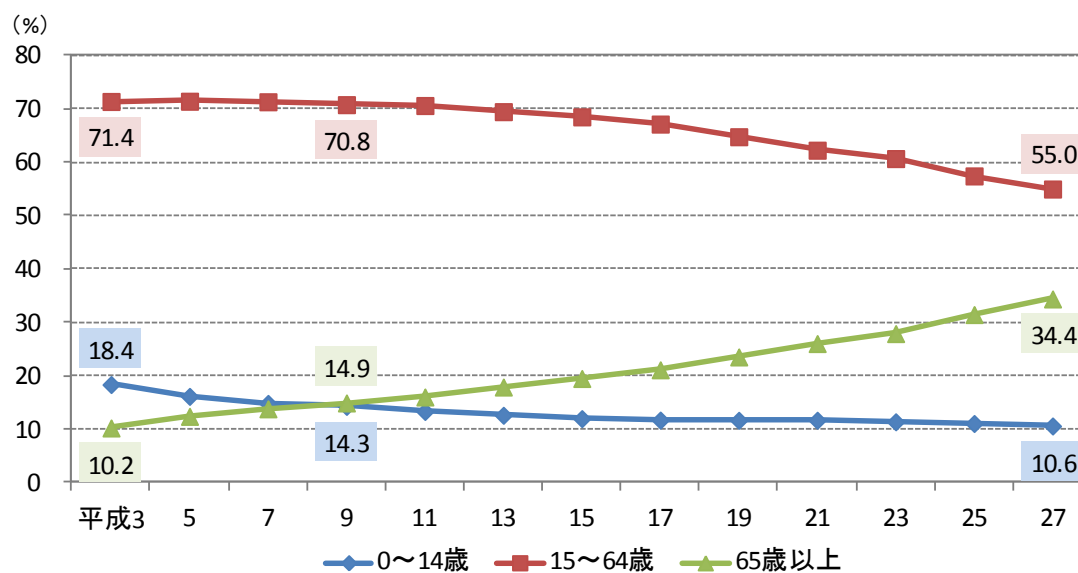


図 3-1-3 年齢階層別人口割合の推移



第2節 将来人口

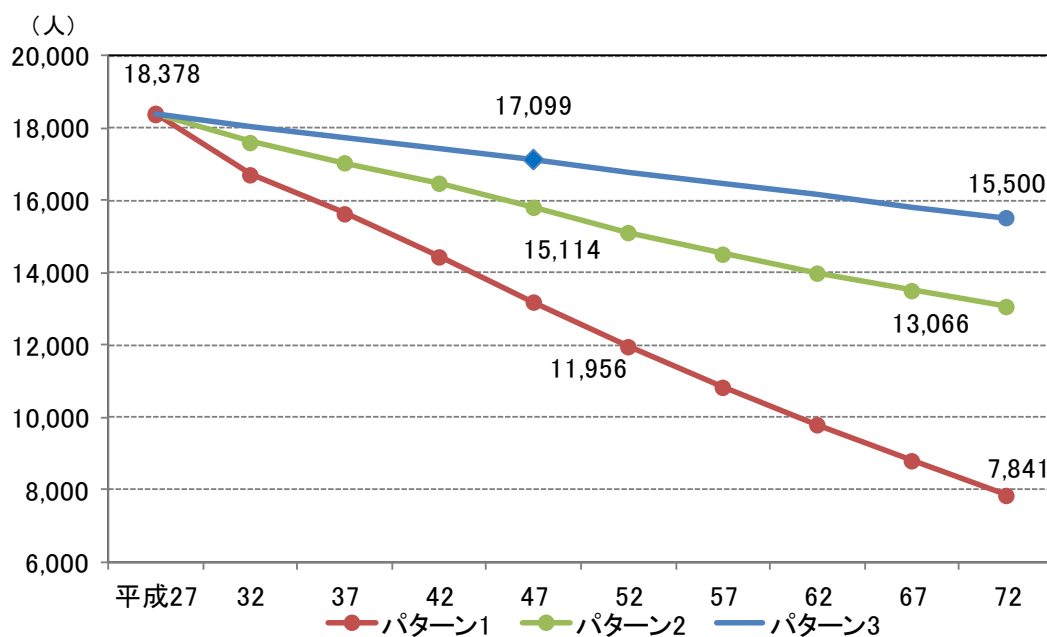
本町人口ビジョンにおける出生及び移動についての推計パターンは、表 3-2-1 のとおりです。平成 32～72 年までの将来人口については、国の目標に基づく平成 72 年の本町の人口は約 15,500 人ですが、推計人口（パターン 1・2）からは大きく乖離しています。また、本計画の最終年度にあたる平成 47 年度の人口については、国の目標に基づく人口は、17,099 人（約 7%減少）となっています。

表 3-2-1 将来人口推計のパターン

パターン	合計特殊出生率	社会移動
パターン1 (社人研の推計準拠)	平成32～52年は国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の値とし、その後は同水準で推移すると仮定。	全国の移動率が平成52年まで一定程度縮小し、その後同水準で推移すると仮定。
パターン2 (自然動態のみで推計)	平成72年までに人口置換水準(2.07)まで上昇すると仮定。	移動が0(均衡)で推移すると仮定。
パターン3 (国の目標準拠)	国の目標(平成72年人口1億人)に準拠した推移を河合町に当てはめた場合。 河合町では約15,500人の人口を維持することになる。	

出典：河合町人口ビジョン

図 3-2-1 パターン別将来人口推計



パターン1（社人研推計準拠）による将来人口推計を年齢階層別に集計しました。平成27年時点では、0～14歳の年少人口が1,946人、平成72年には531人になり、1/3以下まで減少します。一方で、65歳以上の高齢者人口は平成27年時点の6,323人から、3,633人まで減少しますが、人口全体の割合で見ると約半数を占めることになり、少子高齢化が顕著に現れてくる見通しとなっています。

表 3-2-2 将来人口推計（社人研推計準拠）

（単位：人）

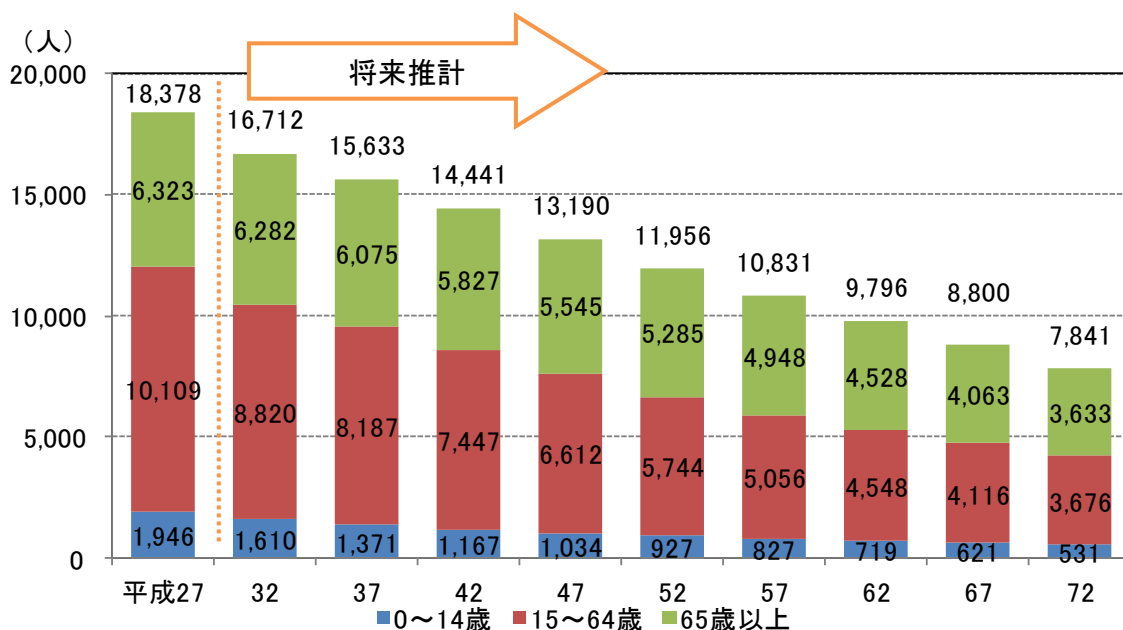
	0～14歳		15～64歳		65歳以上		合計
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成27	1,946	10.6%	10,109	55.0%	6,323	34.4%	18,378
平成32	1,610	9.6%	8,820	52.8%	6,282	37.6%	16,712
平成37	1,371	8.8%	8,187	52.4%	6,075	38.9%	15,633
平成42	1,167	8.1%	7,447	51.6%	5,827	40.3%	14,441
平成47	1,034	7.8%	6,612	50.1%	5,545	42.0%	13,190
平成52	927	7.8%	5,744	48.0%	5,285	44.2%	11,956
平成57	827	7.6%	5,056	46.7%	4,948	45.7%	10,831
平成62	719	7.3%	4,548	46.4%	4,528	46.2%	9,796
平成67	621	7.1%	4,116	46.8%	4,063	46.2%	8,800
平成72	531	6.8%	3,676	46.9%	3,633	46.3%	7,841

注1：構成比はそれぞれの区分ごとに四捨五入しているため、区分ごとの合計は100%にならないことがあります。

注2：推計値ごとに四捨五入して表示しているため、合計値と区分ごとの合計値が一致しない場合があります。

注3：平成27の数値は、住民基本台帳に基づくものであります。

図 3-2-2 将来人口推計（社人研推計準拠）



第4章 財政

第1節 本町の財政状況

第1項 歳入歳出の推移

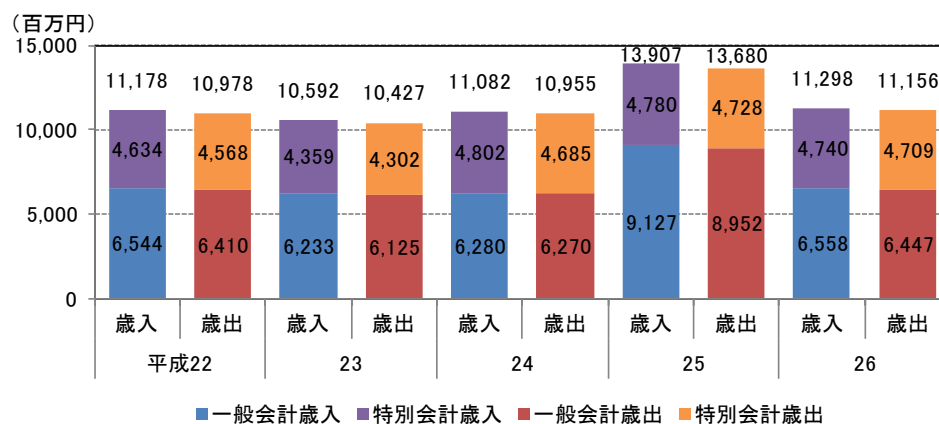
平成22年度から26年度の一般会計と特別会計の歳入歳出の推移を集計しました。

表 4-1-1 一般会計及び特別・企業会計の推移 (単位：千円)

区分	項目	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
一般会計	歳入	6,544,025	6,232,498	6,280,051	9,126,686	6,558,235
	歳出	6,409,825	6,124,868	6,269,461	8,952,201	6,446,778
特別会計	国民健康保険特別会計	歳入	2,165,014	2,047,771	2,275,621	2,345,916
	歳出	2,129,683	2,027,451	2,154,282	2,276,980	2,240,657
特別会計	生活資金貸付事業特別会計	歳入	135	60	10	35
	歳出	4,903	4,768	4,708	4,698	4,698
特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	歳入	22,685	18,971	25,088	10,969
	歳出	22,552	18,564	25,088	10,608	16,194
特別会計	下水道事業特別会計	歳入	936,932	737,008	740,847	725,539
	歳出	935,781	735,977	740,806	725,440	684,175
特別会計	老人保健特別会計	歳入	6,373	0	0	0
	歳出	6,373	0	0	0	0
特別会計	水洗便所改造資金貸付事業特別会計	歳入	3,690	4,220	3,080	4,230
	歳出	1,080	2,900	260	260	2,680
特別会計	介護保険特別会計 (保険事業勘定)	歳入	1,217,058	1,253,462	1,448,577	1,396,153
	歳出	1,183,139	1,220,429	1,448,577	1,396,153	1,462,495
特別会計	介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	歳入	47,035	51,338	39,752	29,400
	歳出	49,907	46,125	42,823	45,283	15,883
特別会計	後期高齢者医療制度特別会計	歳入	235,331	246,361	268,959	268,455
	歳出	234,859	245,976	268,825	268,373	282,602
特別会計小計	歳入	4,634,253	4,359,191	4,801,934	4,780,662	4,740,154
	歳出	4,568,277	4,302,190	4,685,369	4,727,795	4,709,383
合計	歳入	11,178,278	10,591,689	11,081,985	13,907,348	11,298,389
	歳出	10,978,102	10,427,058	10,954,830	13,679,996	11,156,162

出典：決算資料（本町ホームページ）

図 4-1-1 一般会計及び特別・企業会計の推移



注：表 4-1-1 の値を百万円単位で四捨五入して引用しているため、値が一致しないことがあります。

第2項 歳入の推移

平成 22 年度以降の普通会計における歳入の推移を集計しました。町の意思によって使途が決められる自主財源と、国や県によって使途が決められる依存財源の割合は、約 4 : 6 となっており、財政の自由度は比較的低い傾向となっています。

また、平成 25 年度に歳入が大幅に増加しており、これは、土地開発公社解散に伴う補償金の財源として第三セクター等改革推進債（地方債）を借り入れたことによるものです。

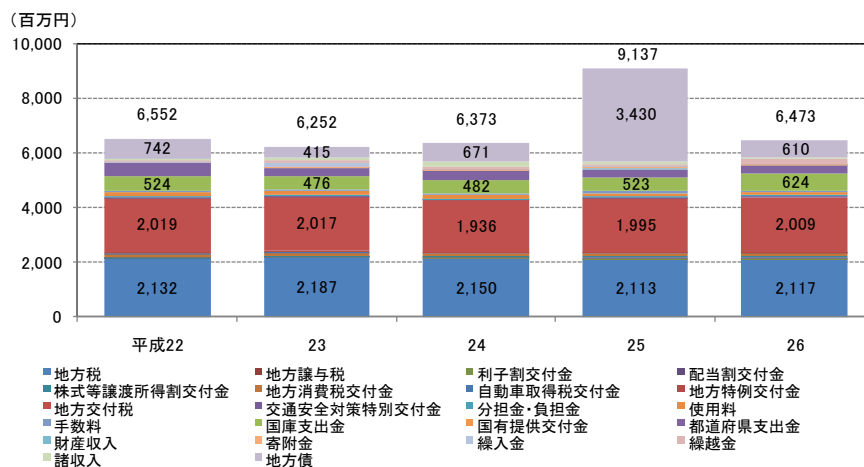
表 4-1-2 歳入の推移

(単位：千円)

		平成 22		平成 23		平成 24		平成 25		平成 26	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
自主財源	地方税	2,132,465	32.5%	2,187,049	35.0%	2,150,078	33.7%	2,113,131	23.1%	2,116,979	32.7%
	分担金・負担金	27,675	0.4%	38,706	0.6%	44,164	0.7%	57,794	0.6%	49,357	0.8%
	使用料	127,192	1.9%	115,687	1.9%	116,286	1.8%	104,591	1.1%	108,824	1.7%
	手数料	62,661	1.0%	63,121	1.0%	64,141	1.0%	75,946	0.8%	72,500	1.1%
	財産収入	12,046	0.2%	12,864	0.2%	3,453	0.1%	29,157	0.3%	7,943	0.1%
	寄附金	1,530	0.0%	226	0.0%	200	0.0%	113,047	1.2%	10,654	0.2%
	繰入金	26,990	0.4%	125,000	2.0%	0	0.0%	4,600	0.1%	0	0.0%
	繰越金	24,742	0.4%	131,762	2.1%	104,236	1.6%	8,299	0.1%	173,705	2.7%
	諸収入	66,244	1.0%	56,993	0.9%	183,592	2.9%	114,090	1.2%	57,155	0.9%
	小計	2,481,545	37.9%	2,731,408	43.7%	2,666,150	41.8%	2,620,655	28.7%	2,597,117	40.1%
依存財源	地方譲与税	53,418	0.8%	51,954	0.8%	48,484	0.8%	46,073	0.5%	43,927	0.7%
	利子割交付金	14,619	0.2%	13,993	0.2%	10,570	0.2%	10,412	0.1%	8,842	0.1%
	配当割交付金	10,218	0.2%	11,242	0.2%	12,102	0.2%	21,617	0.2%	39,136	0.6%
	株式等譲渡所得割交付金	3,029	0.0%	2,669	0.0%	2,925	0.0%	35,334	0.4%	21,243	0.3%
	地方消費税交付金	128,772	2.0%	133,174	2.1%	133,628	2.1%	132,490	1.5%	162,437	2.5%
	自動車取得税交付金	14,942	0.2%	13,437	0.2%	15,768	0.2%	13,773	0.2%	5,793	0.1%
	地方特例交付金	28,430	0.4%	25,249	0.4%	9,054	0.1%	8,429	0.1%	7,028	0.1%
	地方交付税	2,018,608	30.8%	2,017,402	32.3%	1,935,730	30.4%	1,994,519	21.8%	2,008,644	31.0%
	交通安全対策特別交付金	3,294	0.1%	3,144	0.1%	3,002	0.0%	2,891	0.0%	2,515	0.0%
	国庫支出金	523,668	8.0%	476,435	7.6%	481,906	7.6%	522,897	5.7%	624,080	9.6%
	国有提供交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	都道府県支出金	530,002	8.1%	356,996	5.7%	382,305	6.0%	297,885	3.3%	342,690	5.3%
	地方債	741,774	11.3%	414,765	6.6%	670,881	10.5%	3,429,799	37.5%	609,882	9.4%
	小計	4,070,774	62.1%	3,520,460	56.3%	3,706,355	58.2%	6,516,119	71.3%	3,876,217	59.9%
合計		6,552,319	100%	6,251,868	100%	6,372,505	100%	9,136,774	100%	6,473,334	100%

出典：決算カード（総務省 地方財政状況調査関係資料）

図 4-1-2 歳入の推移



第3項 歳出の推移

(1) 歳出の推移（目的別）

平成 22 年度以降の普通会計における目的別歳出の推移を集計しました。平成 25 年度の総務費は前年度に比べて約 4 倍に増加しています。これは、土地開発公社解散に伴う補償金によるものです。

表 4-1-3 歳出の推移（目的別）

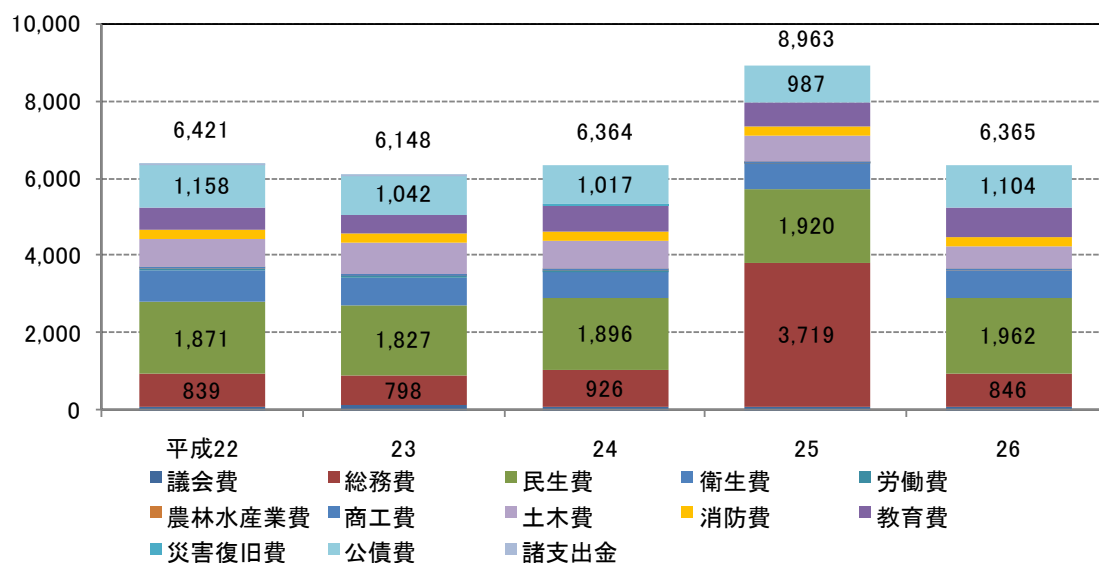
（単位：千円）

	平成 22		平成 23		平成 24		平成 25		平成 26	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
議会費	96,415	1.5%	125,848	2.0%	112,985	1.8%	110,515	1.2%	113,438	1.8%
総務費	838,533	13.1%	798,152	13.0%	925,534	14.5%	3,718,744	41.5%	846,389	13.3%
民生費	1,871,432	29.1%	1,827,072	29.7%	1,896,463	29.8%	1,920,022	21.4%	1,961,523	30.8%
衛生費	823,230	12.8%	704,448	11.5%	688,189	10.8%	695,805	7.8%	719,480	11.3%
労働費	71,141	1.1%	55,726	0.9%	5,813	0.1%	6,990	0.1%	0	0.0%
農林水産業費	39,045	0.6%	33,600	0.5%	31,670	0.5%	22,685	0.3%	41,330	0.6%
商工費	5,616	0.1%	2,979	0.0%	2,891	0.0%	3,185	0.0%	3,200	0.1%
土木費	682,244	10.6%	795,966	12.9%	717,137	11.3%	645,639	7.2%	579,070	9.1%
消防費	267,087	4.2%	253,963	4.1%	240,563	3.8%	236,232	2.6%	254,048	4.0%
教育費	558,517	8.7%	493,364	8.0%	723,900	11.4%	616,159	6.9%	743,184	11.7%
災害復旧費	0	0.0%	0	0.0%	2,142	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1,157,538	18.0%	1,042,091	17.0%	1,016,919	16.0%	987,093	11.0%	1,103,631	17.3%
諸支出金	9,759	0.2%	14,423	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	6,420,557	100%	6,147,632	100%	6,364,206	100%	8,963,069	100%	6,365,293	100%

出典：決算カード（総務省 地方財政状況調査関係資料）

図 4-1-3 歳出の推移（目的別）

（百万円）



(2) 歳出の推移 (性質別)

平成 22 年度以降の普通会計における性質別歳出の推移を集計しました。このうち、人件費、扶助費、公債費は、義務的経費と呼ばれ、その支出が義務付けられており、動かすことが難しい部分になります。全体の歳出の中でも、5 割近くが義務的経費を占めていることから、今後も事務事業の見直しを進めるとともに、経常経費の削減に努める等、財政構造の弾力化を図る必要があります。

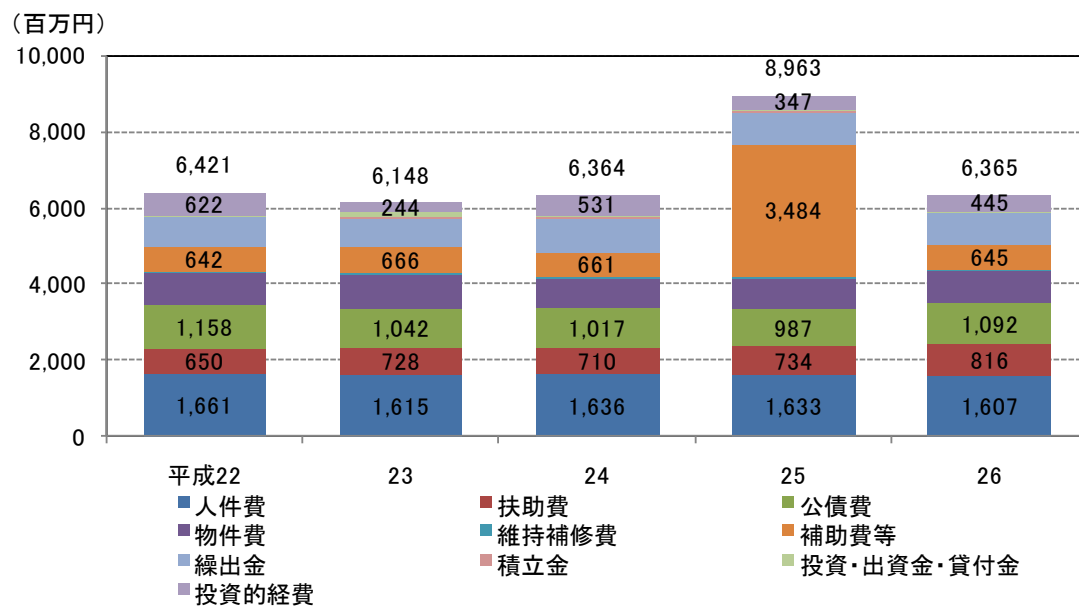
表 4-1-4 歳出の推移 (性質別)

(単位：千円)

	平成 22		平成 23		平成 24		平成 25		平成 26	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	1,661,021	25.9%	1,614,765	26.3%	1,635,871	25.7%	1,633,103	18.2%	1,607,448	25.3%
扶助費	650,239	10.1%	728,381	11.8%	709,936	11.2%	734,041	8.2%	816,934	12.8%
公債費	1,157,538	18.0%	1,042,091	17.0%	1,016,919	16.0%	987,093	11.0%	1,092,452	17.2%
小計	3,468,798	54.0%	3,385,237	55.1%	3,362,726	52.8%	3,354,237	37.4%	3,515,834	55.2%
物件費	859,191	13.4%	883,256	14.4%	801,831	12.6%	821,837	9.2%	853,176	13.4%
維持補修費	21,708	0.3%	25,471	0.4%	23,684	0.4%	24,032	0.3%	24,902	0.4%
補助費等	642,427	10.0%	666,344	10.8%	660,559	10.4%	3,484,177	38.9%	645,250	10.1%
繰出金	804,115	12.5%	814,464	13.2%	858,029	13.5%	830,600	9.3%	879,155	13.8%
積立金	1,080	0.0%	671	0.0%	125,980	2.0%	100,964	1.1%	1,179	0.0%
投資・出資金・貸付金	1,080	0.0%	127,900	2.1%	260	0.0%	260	0.0%	360	0.0%
投資的経費	622,158	9.7%	244,289	4.0%	531,137	8.3%	346,962	3.9%	445,437	7.0%
小計	2,951,759	46.0%	2,762,395	44.9%	3,001,480	47.2%	5,608,832	62.6%	2,849,459	44.8%
合計	6,420,557	100%	6,147,632	100%	6,364,206	100%	8,963,069	100%	6,365,293	100%

出典：決算カード（総務省 地方財政状況調査関係資料）

図 4-1-4 歳出の推移 (性質別)

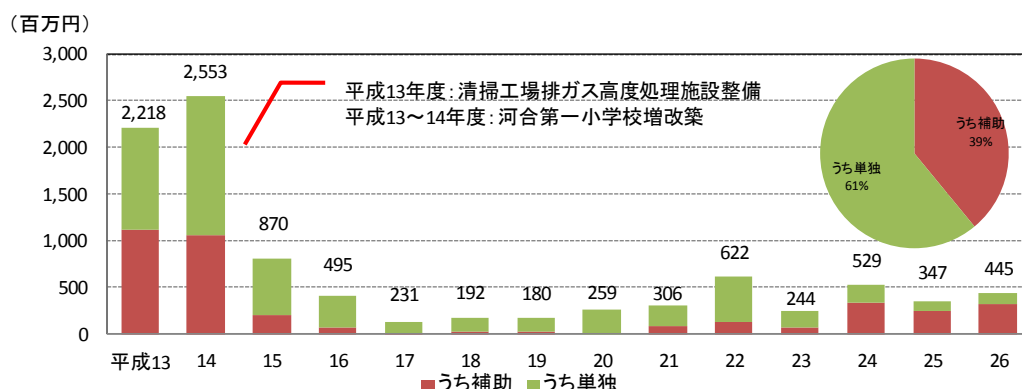


(3) 公共施設等にかかる経費の推移

平成13年度及び平成14年度が他の年度より突出しています。これは、平成13年度で清掃工場排ガス高度処理施設整備、また、平成13年度から平成14年度で河合第一小学校増改築の費用を計上しているためです。

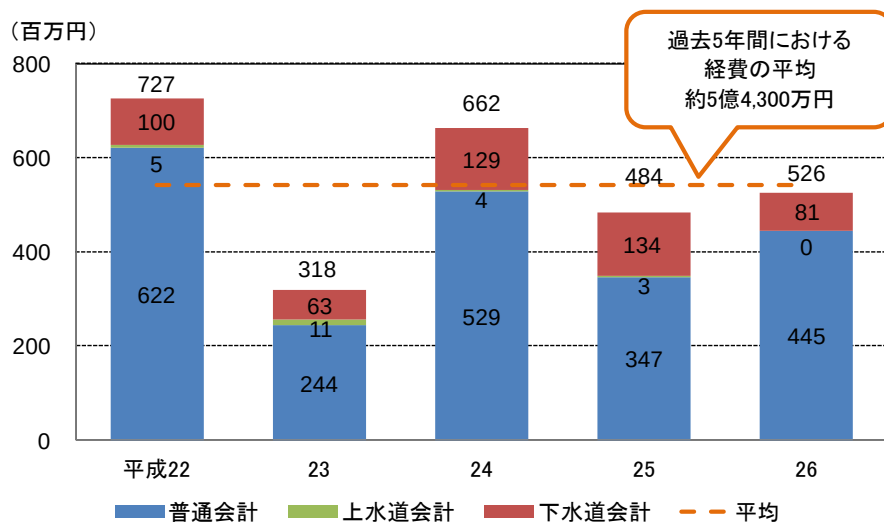
平成15年度以降は、大型公共施設の建設を実施しておらず、経費が抑えられています。また、経費のうち補助事業と単独事業の割合は、おおよそ4:6となっており、補助事業への依存が比較的高い傾向にあります。

図 4-1-5 歳出の推移（普通建設事業費）



平成22年度以降の公共施設等の整備に費やされた経費を普通会計、水道事業会計、下水道事業特別会計について、調査及び個別のヒアリング結果を元に集計しました。直近の5年間の合計は27億17百万円、年平均は約5億43百万円となっています。

図 4-1-6 歳出の推移（公共施設に係る経費合計）

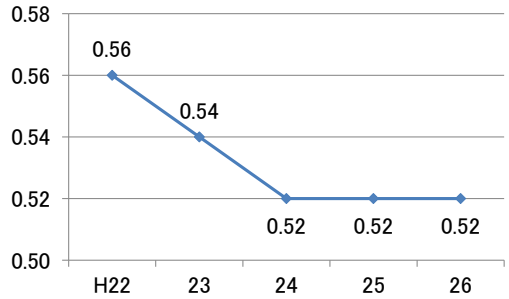
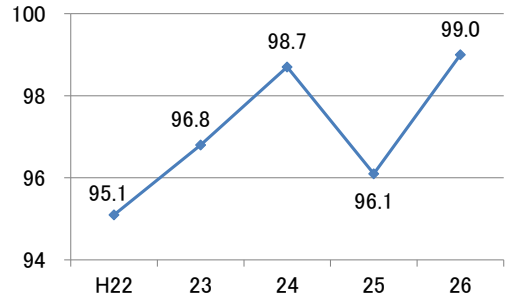
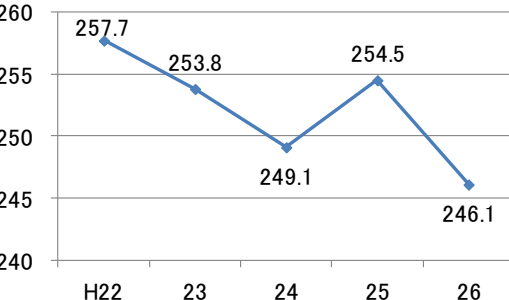
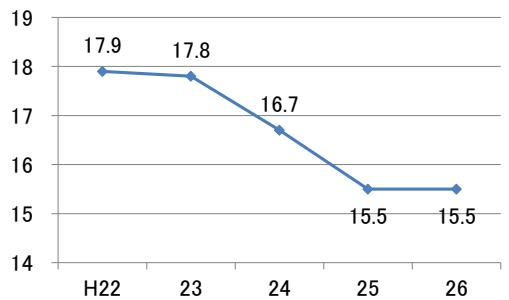


注：水道事業会計、下水道事業特別会計については、ヒアリング結果の数値を掲載しています。

第4項 財政指標

(1) 本町の財政指標

本町の財政状況の健全状況を見るため、主要財政指標については、次のとおりです。

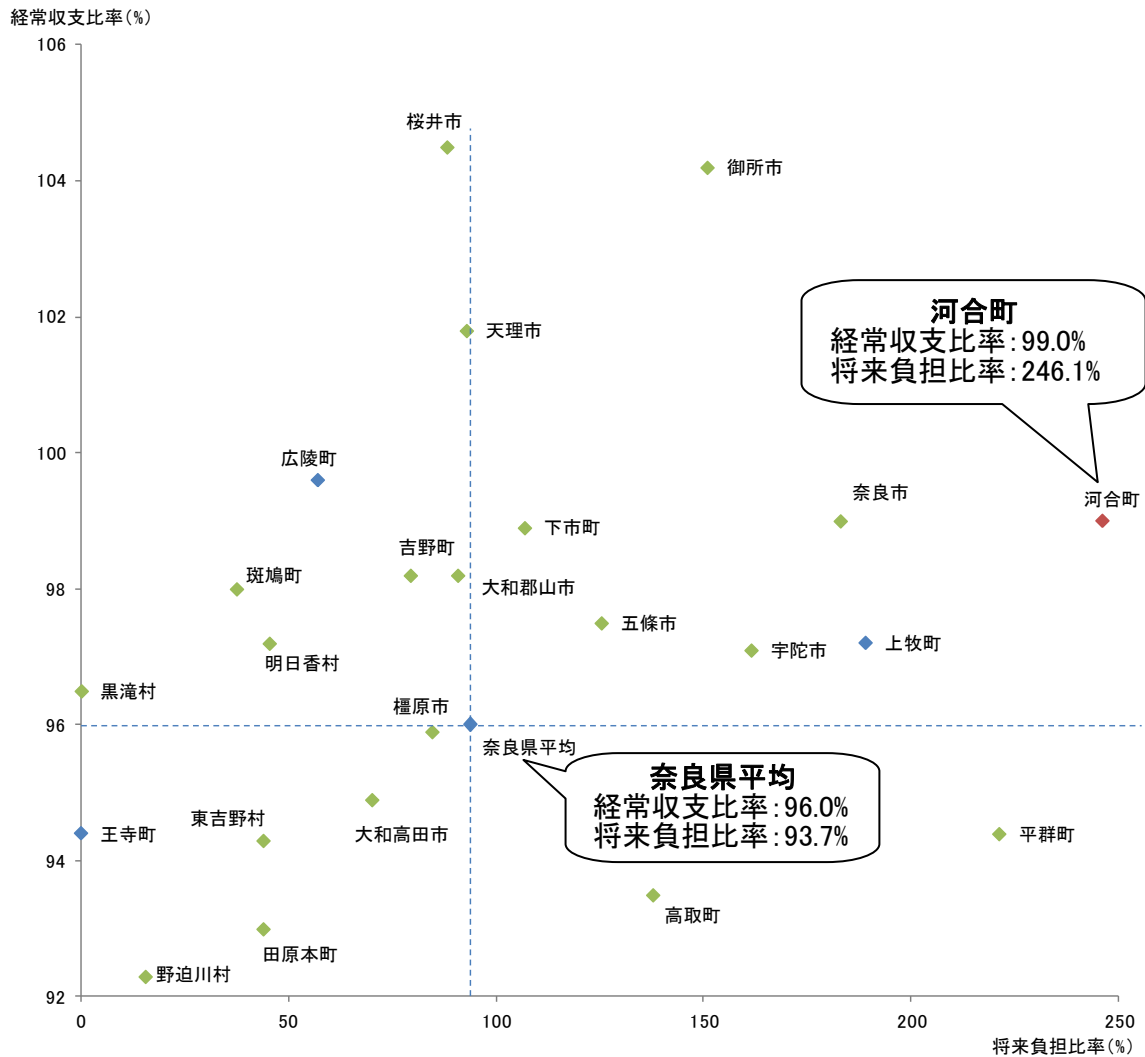
① 財政力指数 平成 24 年度までは低下傾向でしたが、平成 24 年度以降は安定的に推移しています。	② 経常収支比率 90%台後半での推移となっているため、今後も経常経費の抑制に努め、弾力性の確保を図っていきます。																								
図 4-1-7 財政力指数  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>財政力指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>0.56</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>0.54</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>0.52</td> </tr> </tbody> </table>	年度	財政力指数	H22	0.56	23	0.54	24	0.52	25	0.52	26	0.52	図 4-1-8 経常収支比率  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経常収支比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>95.1</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>96.8</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>98.7</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>96.1</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>99.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	経常収支比率	H22	95.1	23	96.8	24	98.7	25	96.1	26	99.0
年度	財政力指数																								
H22	0.56																								
23	0.54																								
24	0.52																								
25	0.52																								
26	0.52																								
年度	経常収支比率																								
H22	95.1																								
23	96.8																								
24	98.7																								
25	96.1																								
26	99.0																								
③ 将来負担比率 250%前後での推移となっており、財政規模の 2.5 倍程度の負債が存在することを示しています。	④ 実質公債費比率 平成 22 年度の 17.9%の比較的高い水準から改善傾向にあります。																								
図 4-1-9 将来負担比率  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>将来負担比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>257.7</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>253.8</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>249.1</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>254.5</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>246.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	将来負担比率	H22	257.7	23	253.8	24	249.1	25	254.5	26	246.1	図 4-1-10 実質公債費比率  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実質公債費比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>15.5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実質公債費比率	H22	17.9	23	17.8	24	16.7	25	15.5	26	15.5
年度	将来負担比率																								
H22	257.7																								
23	253.8																								
24	249.1																								
25	254.5																								
26	246.1																								
年度	実質公債費比率																								
H22	17.9																								
23	17.8																								
24	16.7																								
25	15.5																								
26	15.5																								

出典：決算カード（総務省 地方財政状況調査関係資料）

(2) 財政指標の比較

奈良県内の全市町村及び北葛城郡4町における経常収支比率と将来負担比率の比較を行いました。本町は両指標ともに高く、特に将来負担比率は、県内でも高い水準にあることから、今後も健全な財政運営に向けた継続的な取り組みを行っていきます。

図 4-1-11 奈良県内の全市町村における財政指標の比較



注：一部市町村の表示を省略しています。
出典：平成 26 年度地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

第5章 公共施設等の更新費用推計

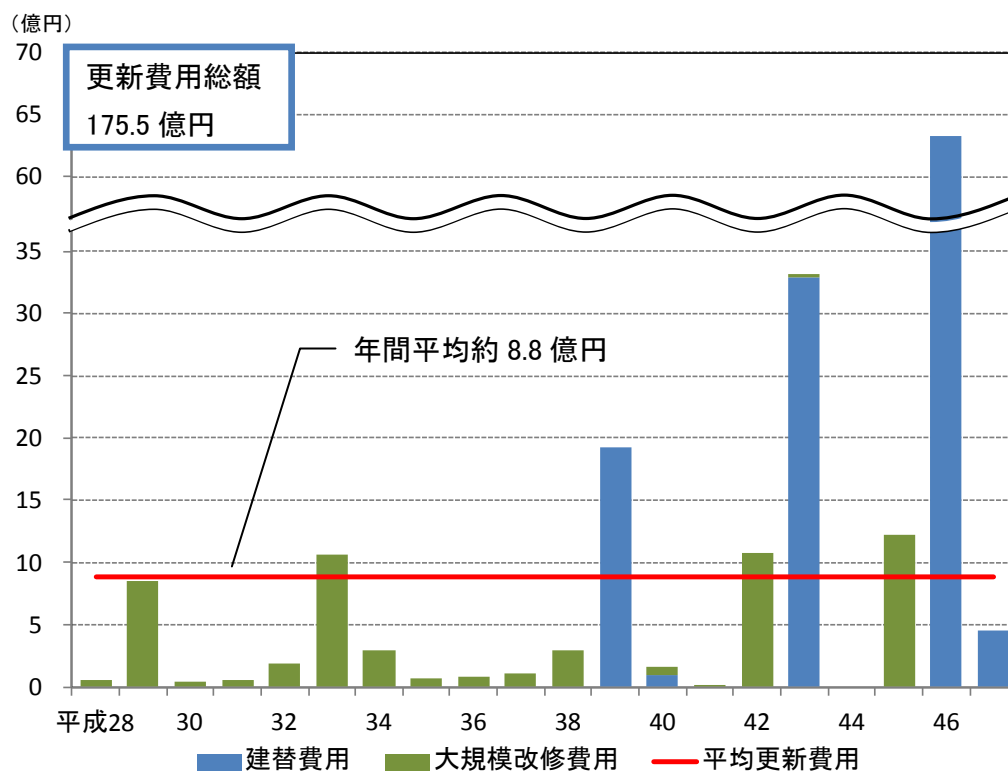
建築系公共施設及び土木系公共施設のうち道路、橋梁、上水道及び下水道を対象として、建替え及び大規模修繕に要する更新費用の推計を行いました。推計の詳細な条件は本町の資産管理の実態を勘案した上で、総務省が推奨している一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉における「公共施設更新費用試算ソフト」に準拠し、諸条件を設定しました。詳細につきましては、資料編にてご確認ください。

第1節 建築系公共施設の更新費用推計

建築系公共施設の今後20年間における更新費用推計の総額は175.5億円であり、1年あたりの平均額は8.8億円です。このうち建替費用の総額は121.0億円（構成比68.9%）で、大規模改修費用の総額は54.5億円（構成比31.1%）となります。

更新費用については、建設から60年経過した時点で、同規模の施設への建替えを実施すると仮定し、施設分類ごとに延床面積あたりの単価にて算出しました。

図5-1-1 建築系公共施設の更新費用推計

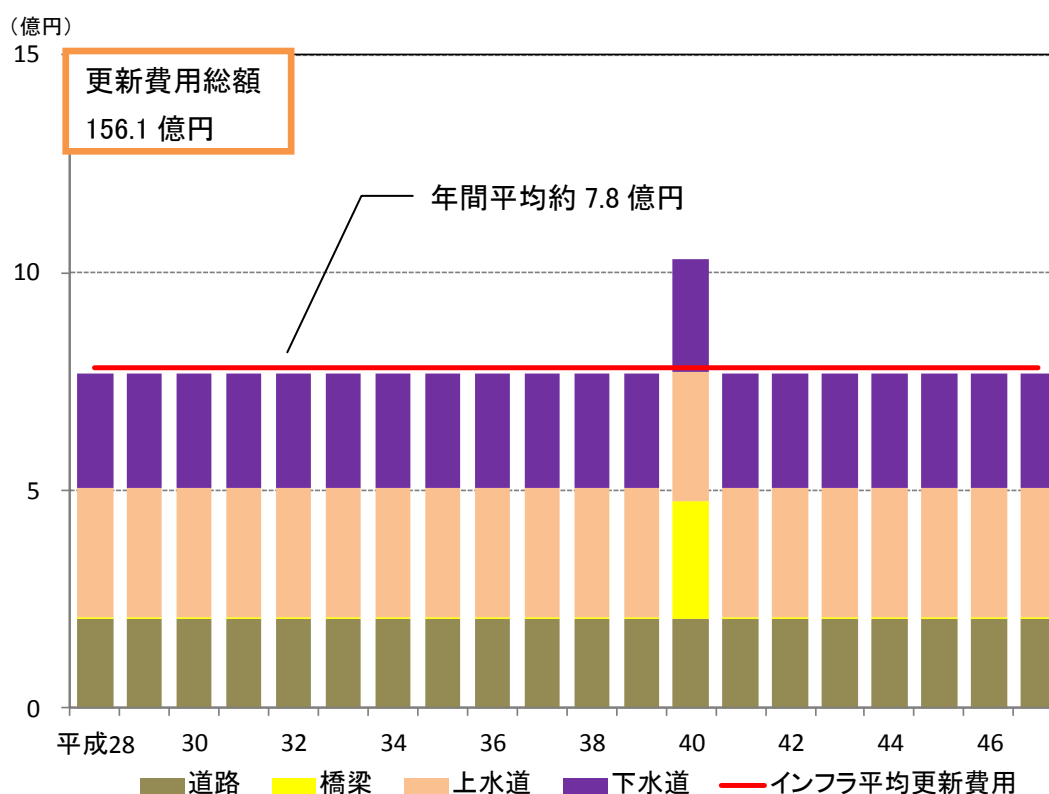


注：縦軸については、一部区間を省略して表示しています。

第2節 土木系公共施設の更新費用推計

土木系公共施設の今後20年間における更新費用推計の総額は156.1億円であり、1年あたりの平均額では7.8億円が必要となります。更新費用の内訳では、道路は総額41億円（年平均約2.1億円）、橋梁は総額3.4億円（年平均約0.17億円）、上水道は総額59.6億円（年平均約3億円）、下水道は総額52.1億円（年平均約2.6億円）となります。

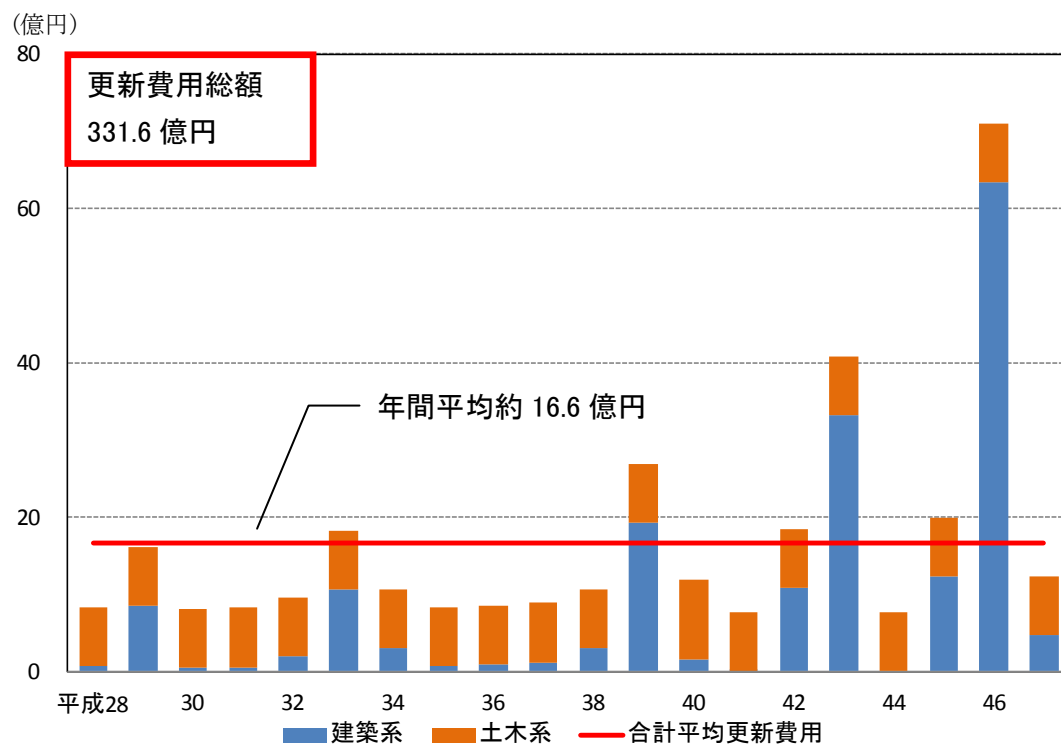
図 5-2-1 土木系公共施設の更新費用推計



第3節 公共施設等の更新費用推計

建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の更新費用推計の総額は331.6億円であり、1年あたりの平均額では16.6億円となります。

図 5-3-1 公共施設等の更新費用推計



第6章 公共施設等の今後の更新に対する課題と対策

公共施設等を今後も更新を続けていくには、莫大な費用が発生し、現状の町の財政規模では困難な状況になることが予測されました。その対策には、維持費の削減はもとより、施設の長寿命化等のコスト削減策も含め、統廃合を視野に入れて検討していく必要があります。

第1節 公共施設等の保有量の検討

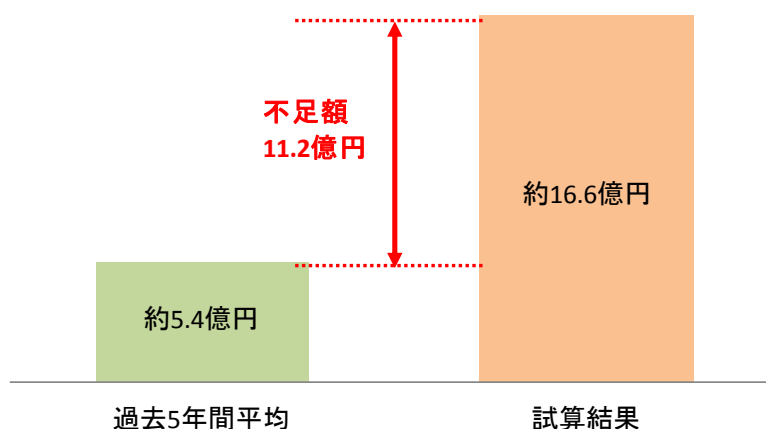
公共施設等の将来更新費用について試算した結果、年間平均約16億6,000万円の経費が発生する見込みとなりました。一方で、直近過去5年間で公共施設等にかかる経費は、年間平均約5億4,300万円となっています。

このことから、将来においても、保有する公共施設等を現状の規模のまま、維持・更新していくことは、年間約11億2,000万円の増加を予算に反映しなければならず、人口減少、高齢化による税収減少、社会保障費の増加を考慮すると、町の財政に重大な影響を及ぼすことが予測されるため、現実的ではありません。

また、公共施設等の総延床面積等を、年間約5億4,300万円の範囲で更新可能な量まで、施設分類に関わらず一律に削減することを検討した場合、約7割を削減する必要があります。多くの公共施設等を廃止しなければならず、町として成り立つことができません。

そのため、公共施設等のあり方を見直し、町の将来見通しも勘案した上で中長期的な視点に立った公共施設マネジメントに取り組んでいきます。

図 6-1-1 公共施設等の更新費用試算結果と直近の経費との比較



第2節 公共施設等の水準について

これからの公共施設等の維持管理、更新について方針を策定するにあたり、本計画において建築系公共施設の水準として、2つの目標値を定めることにしました。

施設寿命	総延床面積
80 年	10%削減

① 長寿命化による施設寿命の延長

建築系公共施設の長寿命化対策により、施設寿命を80年まで延長します。

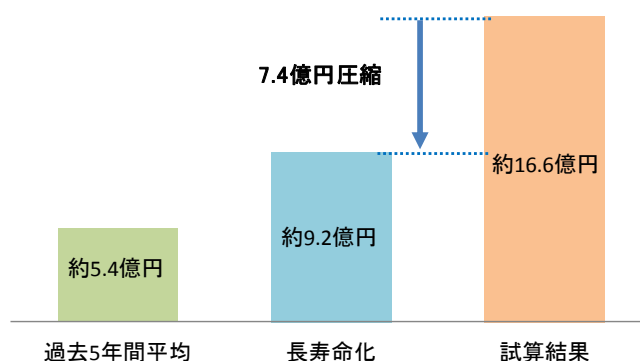
従来の建築系公共施設については、60年程度の経過で取り壊し、立て直すことを想定しています。しかしながら、適切な維持管理及び修繕を施すことにより、施設寿命を伸ばすことは可能です。また、土木系公共施設についても、同様の手法にて10年程度の施設寿命を延長します。これらの対策により、建替え費用を長期的な期間で抑え、財政負担が大きい建替えの時期を各施設で別時期に実施し、一時に過大な財政負担にならないようにします（平準化）。詳細な条件については、資料編にてご確認ください。

図 6-2-1 施設寿命延長イメージ図



また、上記条件にて、更新費用推計を行った結果、1年あたりの更新費用は、建築系公共施設は3.4億円、土木系公共施設は、5.8億円、合計9.2億円となります。

図 6-2-2 公共施設等の更新費用試算結果の比較（長寿命化）



② 人口推計に基づく適正規模

今後の将来人口を勘案して、町が保有する公共施設総延床面積（H26 時点）を 10%削減します。この削減量については、今後の人口減少に合わせて、現状の行政サービス水準と同等の水準を維持していくことを前提としています。しかしながら、県平均値よりも高い水準であるため、さらなる削減に努めます。

図 6-2-3 公共施設の適正規模イメージ図

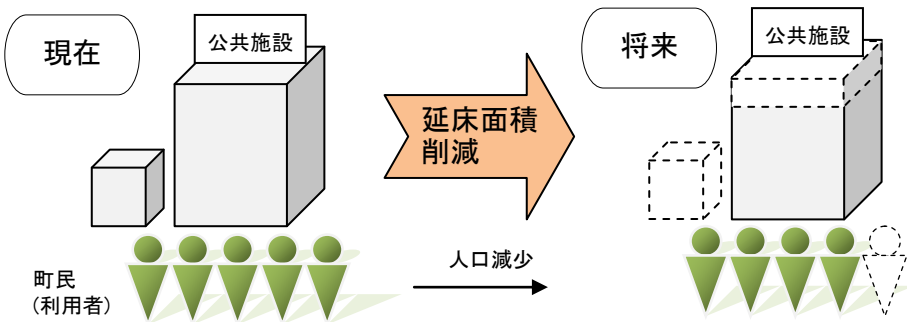
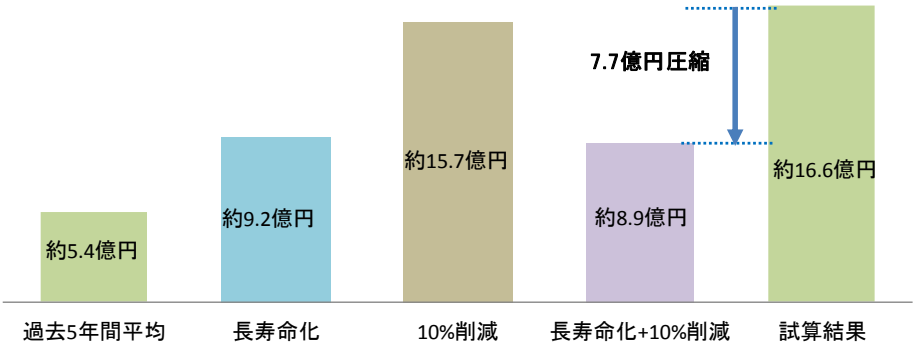


表6-2-1 人口と延床面積の推移

項目	平成27年	平成47年(人口目標)	変化率
人口	18,378人	17,099人	0.93
公共施設総延床面積	85,152㎡	76,637㎡ =10%削減	0.9
人口一人当たり延床面積 (本町)	4.63㎡/人	4.48㎡/人	0.97
人口一人当たり延床面積 (県平均値)	3.76㎡/人		

また、前述の長寿命化に加え、公共施設総延床面積 10%削減を実施した条件にて、更新費用推計を行った結果、1年あたりの更新費用は8.9億円となり、当初の試算結果から、7.7億円（54%）の圧縮が見込まれました。

図 6-2-4 公共施設等の更新費用試算結果の比較（長寿命化+10%削減）



注：比較のため、長寿命化、10%削減したのみの場合の試算結果も併記しております。

第7章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

前章で定めた目標値を基に公共施設マネジメントに取り組む方針として、基本方針を次のとおり定めました。

第1節 現状や課題に関する基本認識

本町においては、今後も人口減少、少子高齢化の進展等町を取り巻く社会情勢の変化に起因し、税収の低下、扶助費の増加、公共施設等への需要の変化が想定されます。また、財政については、自主的な判断で用途を決められる費用は少なく、公共施設等へ投資できる額も制限があります。

そして、建築系公共施設では、約7割が老朽化し、今後30年間で建替えが多く発生する見込みです。これを含めた今後の公共施設等の更新費用は、年間約16.6億円の費用が発生する試算となっています（第5章第3節）。

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（1）基本方針

① 安全性・快適性の確保

今後の公共施設等は、長期利用が前提となります。そのため、施設の劣化を防ぎ、町民及び利用者に安全かつ快適な空間の提供に努めます。このため、計画的な公共施設マネジメントにより、定期的な点検・診断を実施し、予防的な修繕に努めます。

② 公共施設等全体の効率化

行政改革を通じて効率化を図ってきましたが、さらなる効率化が求められています。方針としては、公共施設等の総量削減はもとより、施設の設計を将来的な需要変化による用途転換へ柔軟に対応できる構造とすることにより、稼働率向上及び運営コストの効率化を図ります。また、将来的に公共施設等の建設から維持管理全般において、ICT及びIoTを活用し、コスト削減及び利便性向上に努めます。

③ 公民協働の推進

将来、公共施設等を全て町のみで、建替え、維持管理を続けるのは、困難になる見通しです。そのため、公民協働を推進し、コスト削減を図ります。方針としては、従来の指定管理者制度に加え、維持管理に民間の資本やノウハウ等の活用手法であるPPP/PFIの導入を検討します。また、地域コミュニティーにて維持管理が可能な施設については、地域住民及び利用者等の関係者との協議の上で施設の移譲を検討していきます。

(2) 実施方針

① 点検・診断等の実施方針

法令・省令等による義務的な点検・診断、もしくは施設管理者による日常的な点検を実施します。点検・診断の結果については、施設ごとに収集・整理し、データベース等 ICT 技術を活用し、情報の蓄積を図ります。また、この蓄積した情報から、予防保全を実施するために施設の老朽化状況を評価します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果及び施設の重要度等の情報を基に、維持管理・修繕・更新等を計画し、予防保全を実施することで、施設の長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減、平準化を図ります。また、施設の清掃等軽微な作業については、利用者、ボランティア等町民の参加を検討し、協働意識の醸成を図ります。

③ 安全確保の実施方針

施設の点検・診断において、施設の安全性を確認し、それを著しく損なう箇所が発見された場合は、速やかに修繕・改修を実施していきます。また、劣化状況等の情報を元にリスクマネジメントの観点で危険性が認められると判断した結果、施設の使用停止を判断する場合があります。

④ 耐震化の実施方針

法令等による耐震基準を満たさない施設については、今後耐震改修の優先性を検討し、計画的に実施していきます。ただし、重要度、老朽化等の状況を勘案し、使用の停止、除却する場合があります。また、避難所として指定されている施設及びライフラインとなる施設については、必要に応じて災害対策機能の強化を検討し推進していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設機能に関する収集した情報を活用し、事後保全から予防保全の維持管理及び大規模改修について計画を立案し、長寿命化を図ります。また、実施については、優先度を設定し、予算規模および時期を勘案し、調整を図ります。これにより、施設の長期使用、将来負担費用の削減及び平準化を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

各施設の今後について計画するにあたり、施設評価を実施します。施設評価は、利用状況、コスト状況、防災機能、バリアフリー、老朽化等の項目を数値化し、継続維持、民間譲渡、他施設との統合または複合化、廃止の4つの方針への分類を検討します。し

かしながら、維持継続以外の選択肢については、地域コミュニティ及び関係者へ影響が大きいことから、十分な検討期間を設け、意見収集に努めます。

⑦ 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進するにあたり、対象となる公共施設等は多岐にわたり、そのため全庁的な協力体制が不可欠となります。この体制を構築するにあたり、本計画の周知、公共施設マネジメントに関する職員研修等に取り組み、その意義と考え方の定着を図ります。

(3) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設マネジメントの取り組みにあたり、担当課（総務課）が主体となり全庁的な取組体制を構築し、公共施設等のあり方について庁内の意見調整及び公共施設等に関する町民意向調査を実施していきます。

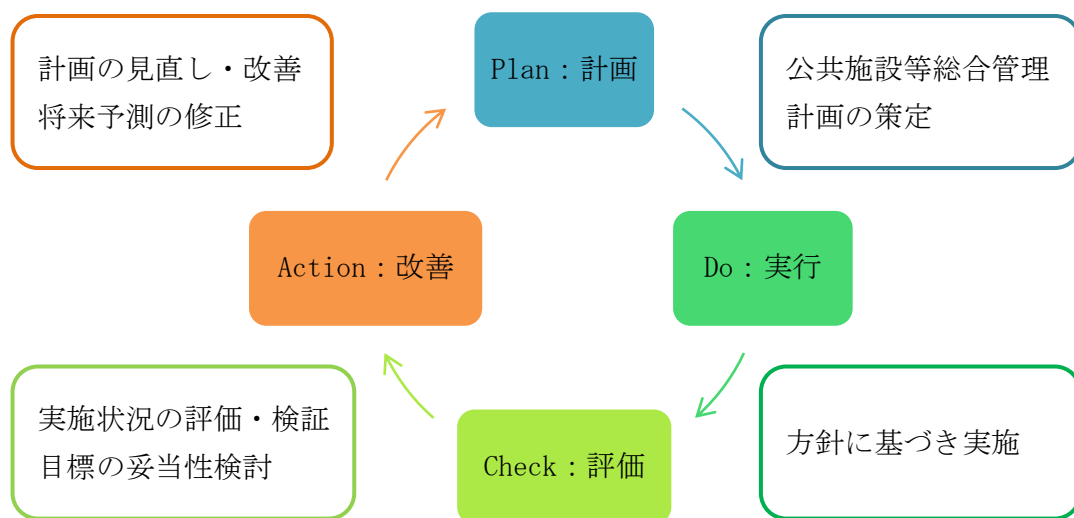
また、情報集約及び共有については、データベース等の ICT 技術を活用し、そこへ公共施設に関する情報を一元的集約します。情報共有については、町の公会計制度と連携し、関連する固定資産台帳と合わせて効果的な情報集約を図ります。

(4) フォローアップに関する実施方針

本計画の推進においては、業務改善のために PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを実施します。本計画を基に、施設ごとのマネジメント計画を立案し、その実施及び点検、診断、修繕等の施設に関わる情報を蓄積するとともに、計画目標の達成状況を確認し、状況の変化、改善案を適宜計画へ反映します。

また、計画の進捗状況については、議会への報告及び広報紙への掲載、町のホームページ等を利用して、町民の皆さまへ情報の提供に努めます。

図7-2-1 PDCAサイクルによる管理



第 8 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

町が保有する公共施設等においては、それぞれが持つ目的、建物特性、会計及び補助制度等があり、統一的に取り扱うことが困難であるため、前章の全体方針を補完するため、施設分類ごとに基本方針を定めます。

第 1 節 建築系公共施設

第1項 学校

◆ 現状と課題

平成 14 年に河合第一小学校を改築しましたが、他の学校については、相当の年月を経過しています。特に河合第二小学校、河合第一中学校、河合第二中学校は耐震工事を行っているものの建築後 40 年以上が過ぎ、コンクリートの中性化等が懸念され長寿命化を急ぐところであります。

将来人口予測においては、年少人口が減少する見通しとなっており、学校によっては、児童・生徒数の減少によりクラス替えができない単学級の学年が増加してきている状況にあります。

◆ 基本方針

教育委員会では、地域の状況及び教育環境等を勘案し、3 校ある小学校を 2 校に、2 校ある中学校を 1 校にすることを基本とし、学校の適正規模や近年全国各地で行われています小中一貫校教育についても視野に入れながら、学校の再編を進めていく方針です。

また、統廃合等により学校として存続する施設については、長寿命化改修、大規模改修等を行い施設の延命を図ります。

表 8-1-1 施設分類：学校

平成 27 年度末時点

No	施設名称	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	河合第一小学校	7,214	平成 14 年	新耐震基準
2	河合第二小学校	8,116	昭和 46 年	耐震化工事済
3	河合第三小学校	6,241	昭和 55 年	耐震化工事済
4	河合第一中学校	5,813	昭和 42 年	耐震化工事済
5	河合第二中学校	9,451	昭和 49 年	耐震化工事済

第2項 文化系施設

① 集会施設

◆ 現状と課題

公民館については、一部の施設では、老朽化が進展しており、耐震化についても対応が必要な施設があります。

集会所については、地域コミュニティで利用している小規模のものが多く、また、管理運営について自治会へ委託しており、地域コミュニティが施設の維持管理を担っています。

◆ 基本方針

利用者の安全確保の観点から耐震診断・改修の実施について検討いたします。しかし、利用状況、建物性能、地域特性等を含めて、他施設との複合化を前提として検討します。

西穴闇地区について数ヵ所ある集会施設を1ヶ所にし、残りの集会施設は用途変更して活用等の検討をします。

しかしながら、一次避難所として指定している施設もあるため、地域防災も勘案し、地域コミュニティ及び関係者と十分な協議の上で検討します。

② 文化施設

◆ 現状と課題

河合町立文化会館（まほろばホール）については、文化ホールと図書館の複合施設ですが、文化ホールについては、一部利用率が低いものもあり、今後の利活用について検討が必要です。また、施設の老朽化が進展しています。

◆ 基本方針

文化ホールの利活用促進については、「河合のまち貸します」の活動を起点として、本町ホームページ、広報等を通じ利活用を呼びかけていきます。また、本町で唯一の施設であるため、施設の継続維持を原則としますが、空調の効率化、LED化の省エネ対策等により維持費の低減に努めます。

表 8-1-2 施設分類：文化系施設

平成 27 年度末時点

No	施設名称	施設中分類	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	池部集会所	集会施設	119	昭和 62 年	新耐震基準
2	城古集会所	集会施設	119	平成 6 年	新耐震基準
3	市場集会所	集会施設	119	昭和 61 年	新耐震基準
4	西穴闇西集会所(改良住宅)	集会施設	116	昭和 57 年	新耐震基準
5	西穴闇北集会所	集会施設	113	昭和 60 年	新耐震基準
6	西穴闇中集会所	集会施設	114	平成 12 年	新耐震基準
7	山坊集会所	集会施設	116	平成 7 年	新耐震基準
8	佐味田集会所	集会施設	150	平成 4 年	新耐震基準
9	泉台集会所	集会施設	59	平成 2 年	新耐震基準
10	星和台集会所	集会施設	142	昭和 58 年	新耐震基準
11	広瀬台集会所	集会施設	121	昭和 58 年	新耐震基準
12	中山台集会所	集会施設	119	昭和 58 年	新耐震基準
13	高塚台集会所	集会施設	120	昭和 57 年	新耐震基準
14	高塚台 2 丁目集会所	集会施設	119	平成 2 年	新耐震基準
15	久美ヶ丘集会所	集会施設	110	昭和 57 年	新耐震基準
16	緑ヶ丘集会所	集会施設	109	昭和 61 年	新耐震基準
17	中央公民館(旧館)	集会施設	780	昭和 46 年	未実施
18	中央公民館(新館)	集会施設	1,606	昭和 53 年	未実施
19	西大和地区公民館	集会施設	455	昭和 51 年	未実施
20	南部地区公民館	集会施設	414	昭和 62 年	新耐震基準
21	西穴闇東集会所	集会施設	132	昭和 62 年	新耐震基準
22	西穴闇料理教室棟	集会施設	70	平成 2 年	新耐震基準
23	河合町立文化会館(まほろばホール)	文化施設	4,003	平成 3 年	新耐震基準

第3項 スポーツ・レクリエーション系施設

① スポーツ施設

◆ 現状と課題

河合町立体育館については、老朽化が進展しており、耐震化についても対策が必要です。また、一部のスポーツ施設における利用料について、施設維持費等を勘案すると低い水準であることから、見直しの検討が必要です。

◆ 基本方針

河合町立体育館については、2 次広域避難所であることから、防災計画を勘案し、老朽化対策、耐震化を進めます。また、他スポーツ施設については、学校施設に付随するスポーツ設備及び近隣市町の同種施設との相互利用を検討し、施設規模の総量抑制を図ります。

② レクリエーション施設

◆ 現状と課題

体験農園（ほのぼの農園）については、農園が大半を占めており、建物としては、小規模な便所が設置してあります。

◆ 基本方針

体験農園の利用率については、今後も現状の水準を維持し、健全な運営に努めます。また、便所については、多目的トイレ等のバリアフリー化について検討します。

表 8-1-3 施設分類：スポーツ・レクリエーション系施設 平成27年度末時点

No	施設名称	施設中分類	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	河合町立体育館	スポーツ施設	1,652	昭和 53 年	未実施
2	河合町立北体育館	スポーツ施設	513	平成 4 年	新耐震基準
3	体験農園(ほのぼの農園)	レクリエーション施設	47	平成 5 年	新耐震基準
4	釘池公園(町民運動場)	スポーツ施設		昭和 49 年	
5	総合スポーツ公園_多目的グラウンド	スポーツ施設	43	平成 8 年	新耐震基準
6	総合スポーツ公園_町民プール	スポーツ施設	776	昭和 62 年	新耐震基準
7	総合スポーツ公園_管理事務所	スポーツ施設	259	平成 8 年	新耐震基準

※：釘池公園（町民運動場）については、屋外運動施設のためのため、延床面積、耐震化状況は記載しておりません

第4項 子育て支援施設

① 幼稚園・保育所

◆ 現状と課題

保育所は、西穴闇保育所及び広瀬台保育所を保有しておりますが、広瀬台保育所については、平成 28 年 3 月に閉所しており、西穴闇保育所と河合幼稚園を統合し、「認定こども園」を平成 31 年度に開園する予定です。

◆ 基本方針

保育所と幼稚園については、昨今の社会情勢の変化に伴う、保育ニーズ及び子育て支援対策の対応が求められています、しかしながら少子化により、子ども集団の適正な規模を形成することが困難になっています。これらの背景を元に保育所及び幼稚園の施設について弾力的な運用を図るため、幼稚園と保育所について統合を検討し、適正な規模への転換を図ります。

② 幼児・児童施設

◆ 現状と課題

西穴闇児童館については、老朽化が進展しており、耐震化についても必要とされています。また将来人口予測においては、年少人口が減少する見通しとなっており、就学児童・生徒数が減少し、利用率が低下する可能性があります。

◆ 基本方針

老朽化対策、耐震化が必要ですが、今後の利用状況によっては、施設の大規模修繕、建替えは実施せず、他施設との複合化を検討します。

表 8-1-4 施設分類：子育て支援施設

平成27年度末時点

No	施設名称	施設中分類	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	広瀬台保育所	幼稚園・保育所	714	昭和49年	未実施
2	西穴闇保育所	幼稚園・保育所	1,056	昭和49年	未実施
3	西穴闇児童館	幼児・児童施設	641	昭和52年	未実施
4	河合幼稚園	幼稚園・保育所	960	昭和51年	耐震化工事済

第5項 保健・福祉施設

① 高齢者福祉施設

◆ 現状と課題

世代間交流センター及び老人憩の家については、地域コミュニティーで利用している小規模のものが多く、また、管理運営について自治会へ委託しており、地域コミュニティーが施設の維持管理を担っています。

老人福祉センターについては、「シルバー人材センター」へ賃貸しています。

◆ 基本方針

集会所と併設されている施設もあり、地域コミュニティー及び関係者と協議の上で検討します。

老人福祉センターについては、利活用を検討する中で、老朽化等により、維持継続が困難な場合には、「シルバー人材センター」と協議の上で廃止を検討します。

② 障害者福祉施設

◆ 現状と課題

保健・障害福祉センターについては、保健施設の機能と障害者福祉施設の機能を備えており、3階部分を福祉作業所として貸しています。また、施設状況については老朽化が進展しています。

◆ 基本方針

保健・障害福祉センターの施設機能については、町において唯一のものであり、今後も維持継続とします。

③ 社会福祉施設

◆ 現状と課題

総合福祉会館「豆山の郷」は、保健・福祉施設としての機能の他に文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設としての機能も備えており、世代間の交流と憩いの場を提供し、社会福祉の拠点として機能しています。現在、民間運営による福祉サービス事業者にディールーム等の部分の貸付を行っており、今後も継続していきます。

西穴闇共同浴場については、その運営を自治会へ委託しています。

心の交流センターについては、老朽化が進展しており、耐震化についても必要とされています。

◆ 基本方針

総合福祉会館「豆山の郷」は、平成 32 年頃までに修繕改修を計画しており、施設の機能維持を図ります。また、入浴設備の維持管理について、比較的高額の費用が発生することにより、点検結果等から修繕計画を立案し、費用の平準化を図ります。

西穴闇共同浴場については、老朽化が進展しており、今後の維持管理、利用状況によっては、自治会と協議の上で廃止を検討します。

心の交流センターについては、老朽化対策、耐震化が必要ですが、今後の利用状況によっては、施設の大規模修繕、建替えは実施せず、他施設との複合化を検討します。

表 8-1-5 施設分類：保健・福祉施設

平成 27 年度末時点

No	施設名称	施設中分類	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	市場老人憩の家	高齢福祉施設	163	平成 4 年	新耐震基準
2	城古老人憩の家	高齢福祉施設	205	昭和 63 年	新耐震基準
3	葉井星和台地区老人憩の家	高齢福祉施設	179	平成 6 年	新耐震基準
4	佐味田老人憩の家	高齢福祉施設	150	平成 4 年	新耐震基準
5	西穴闇老人憩の家	高齢福祉施設	141	昭和 59 年	新耐震基準
6	大城世代間交流センター	高齢福祉施設	370	平成 4 年	新耐震基準
7	穴闇世代間交流センター	高齢福祉施設	276	平成 5 年	新耐震基準
8	西大和地区老人憩の家	高齢福祉施設	254	昭和 64 年	新耐震基準
9	老人福祉センター	高齢福祉施設	857	昭和 51 年	未実施
10	保健・障害福祉センター	障害福祉施設	986	昭和 62 年	新耐震基準
11	総合福祉会館「豆山の郷」	社会福祉施設	5,252	平成 12 年	新耐震基準
12	西穴闇共同浴場	社会福祉施設	281	昭和 57 年	新耐震基準
13	心の交流センター	社会福祉施設	344	昭和 43 年	未実施

第6項 行政系施設

① 庁舎等

◆ 現状と課題

現在の庁舎は、昭和 49 年に建築され、老朽化が進展しております。耐震化についても対策が必要です。また、電源、空調等について、修繕が発生しており、内部設備についても老朽化が進展しています。

◆ 基本方針

平成 29 年度には、耐震化工事の実施を予定しております。今後、庁舎については、本計画期間内に耐用年数 60 年を経過することにより、建替えを検討する時期を迎えることとなりますが、適切な維持管理及び修繕を施し施設の延命を図ります。

② 消防施設

◆ 現状と課題

コミュニティ消防センター、消防屯所については、地域の消防団の活動拠点であり、地域班ごとに設置してあります。その管理運営については、地域の消防団が担っています。

◆ 基本方針

地域消防活動の拠点となる施設であることから、今後も施設の継続維持とします。

表 8-1-6 施設分類：行政系施設

平成 27 年度末時点

No	施設名称	施設中分類	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	河合町役場	庁舎等	4,913	昭和 49 年	未実施
2	長楽班消防屯所	消防施設	64	昭和 58 年	新耐震基準
3	佐味田班消防屯所	消防施設	49	昭和 59 年	新耐震基準
4	西穴闇班消防屯所	消防施設	120	昭和 59 年	新耐震基準
5	城古班コミュニティ消防センター	消防施設	81	平成 4 年	新耐震基準
6	市場班コミュニティ消防センター	消防施設	98	平成 3 年	新耐震基準
7	大輪田・城内班コミュニティ消防センター	消防施設	143	平成 3 年	新耐震基準
8	薬井班コミュニティ消防センター	消防施設	231	平成 10 年	新耐震基準
9	穴闇班コミュニティ消防センター	消防施設	63	平成 6 年	新耐震基準

第7項 公営住宅

◆ 現状と課題

現在、公営住宅が6団地139戸、改良住宅が9団地96戸、合計15団地235戸の町営住宅ストックが形成されています。これらのうち、建築経過年数40年以上の住宅が104戸、全体の44%を占めており、今後これらが一斉に更新時期を迎えることから、ストックの多様な活用による効果的かつ適正な町営住宅の管理と供給を図っていくことが必要です。

◆ 基本方針

「河合町公営住宅等長寿命化計画」にて定めた計画方針に則り、施設の維持管理を行います。また、「河合町公営住宅等長寿命化計画」の見直し等の変更があった場合には、本計画へ変更内容を反映し、公営住宅に関する施策の整合性を図ります。

改良住宅については、居住者の意向、地域の住宅事情等を踏まえながら譲渡処分についての詳細な計画を検討します。

表 8-1-7 施設分類：公営住宅

平成27年度末時点

No	施設名称	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	佐味田住宅(公営住宅)	43	昭和28年	未実施
2	泉団地(公営住宅)	1,081	昭和46年	未実施
3	向陽団地(公営住宅)	2,580	昭和49年	未実施
4	旭団地(公営住宅)	1,628	昭和50年	未実施
5	川合団地(公営住宅)	555	昭和56年	未実施
6	町営住宅(公営住宅)	1,828	昭和60年	新耐震基準
7	八王子住宅(小集落改良住宅)	2,576	昭和57年	新耐震基準
8	シバヤ住宅(小集落改良住宅)	774	昭和58年	新耐震基準
		160	平成12年	新耐震基準
9	ゲンジ坂住宅(小集落改良住宅)	1,240	昭和62年	新耐震基準
10	奥池住宅(小集落改良住宅)	689	昭和62年、平成元年	新耐震基準
11	高山住宅(小集落改良住宅)	490	平成7年	新耐震基準
12	上ノ山住宅(小集落改良住宅)	480	平成8年	新耐震基準
13	中住宅(小集落改良住宅)	343	平成8年	新耐震基準
14	古池東住宅(小集落改良住宅)	540	平成8年、平成11年	新耐震基準
15	南山東住宅(小集落改良住宅)	171	平成13年	新耐震基準

第8項 公園施設

◆ 現状と課題

公園施設における建物は、管理棟、便所が該当します。便所については、バリアフリー化が完了していない箇所もあります。

公園遊具等については、定期的な点検、診断を実施し、安全確保に努めています。

◆ 基本方針

公園施設における建物については、小規模であることから、継続維持としますが、不具合等が発見された場合は、早期に修繕が実施できない場合は、公園の安全確保のため、使用中止を検討します。

表 8-1-8 施設分類：公園

平成 27 年度末時点

No	施設名称	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	中山田池公園	169	昭和 56 年	新耐震基準
2	高塚台第1公園	8	昭和 55 年	未実施
3	西穴間児童公園(新)	7	平成 11 年	新耐震基準

第9項 供給処理施設

◆ 現状と課題

清掃工場については、築 39 年、粗大ごみ施設については、築 25 年を経過しており、老朽化及び耐震化の対策が必要です。また、施設の特性上、内部の設備が多く、建物と同様に老朽化による修繕が多く発生しています。

◆ 基本方針

清掃工場については、将来的に近隣市町において広域処理へ移行(平成 35 年度予定)することが、検討されており、耐震化等の改修は実施せず、焼却施設は廃止しますが、広域処理するための施設計画を含め、移行に対応した整備をしていく方針です。

粗大ごみ処理施設については、粗大ごみ処理施設の長寿命化を図るため、施設の管理を行います。

表 8-1-9 施設分類：供給処理施設

平成 27 年度末時点

No	施設名称	延床面積(㎡)	建築年度	耐震化状況
1	清掃工場	856	昭和 51 年	未実施
2	清掃工場作業所	224	昭和 51 年	未実施
3	清掃工場休憩所	56	昭和 51 年	未実施
4	清掃工場粗大ごみ処理施設	614	平成 3 年	新耐震基準

第2節 土木系公共施設

◆ 現状と課題

本町における土木系公共施設の整備状況は、概ね完了しており、直近では大規模な開発、災害による著しい損傷等の大規模な整備が必要なことも起きておらず、施設の定常的な維持管理を行っています。

◆ 基本方針

道路、上・下水道については、町民の皆さまの生活に直結する性質を持っており、その総量を削減することは現実的ではありません。したがって、今後は、これまで整備してきた道路、上・下水道を、定期的に点検・診断を実施し、その結果を蓄積及び判断することにより、計画的な修繕・更新の実施を図り、予防保全に努めます。

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕し、今後においても定期点検の結果に基づき順次計画の更新及び修繕を実施いたします。

第9章 むすびに

公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、本町の公共施設等の現状を詳細に調査・分析した結果、その多くが老朽化しており、中長期的に見た場合、建替えの必要性に迫られ、近年の予算より、大幅な増額になり、財政に多大な影響を与えることがわかりました。

限られた財政の中で、公共施設等を従来通りの考え方で建替え、使い続けることは非常に困難です。全てを建て替えるため、莫大な借金をすることも選択肢の一つです。しかし、借金をすればその分だけ町の財政が圧迫され、財政の自由度がなくなり、将来にわたって町民の皆さまへ不便を強いることになります。また、何もしないということも、選択肢の一つですが、何も対策をせずにいれば、将来重大な事故の原因となりかねません。これら2つの選択肢は、どちらを選択しても、将来の世代へ多大な負担を強いることになります。

公共施設等の寿命は長く、50年、60年を経て使い続けられますが、老朽化し、不具合が目立ち建て替えなければならなくなります。そのため、公共施設に関する問題の多くは、今の世代ではなく、将来の世代が直面する問題です。

本計画においては、将来の世代への負担を減らすために今から取り組むべき方針について記載していますが、いずれも町民の皆さまのご協力がなければ達成できません。また、達成状況や町を取り巻く社会情勢の変化を勘案し、計画の見直しを行い、再度実行することにより、持続可能な行政サービスの実現を図らなければなりません。

なお、本計画における次の施設については、本計画で定めた基本方針を踏まえて、優先的に検討を進め、平成30年度までに方向を示してまいります。

- ・小中学校 ・河合町立文化会館 ・町民プール ・幼稚園、保育所、認定子ども園
- ・西穴闇児童館 ・総合福祉会館 ・西穴闇共同浴場 ・心の交流センター

上記以外の施設については、平成33年度までに方向を示してまいります。

この先厳しい情勢が予想される中、現状の水準維持すら困難と思われます。しかし、これからは、地方自治体の自主性・主体性の発揮が求められ、国もその活動に関する規制を緩和しています。これにより、今より更に公共施設を活用できるようになり、今までなかったような行政サービスも提供できるようになることが考えられます。そのためには、我々行政は、今まで以上の創意工夫を持って、これからの公共施設のあるべき姿の実現へ向けて、町民の皆さまと歩みを一つにして「心の田舎」、いわゆる「人々は昔の田舎のように温かくて、地域の結びつきが深い」ということで、まさに情の深い河合町としてのまちづくりを推進していきます。

資料編

公共施設等の更新費用推計について

公共施設等の更新費用推計は、財団法人地域総合整備財団提供の公共施設等更新費用試算ソフトを使用し、費用推計を行いました。

上記ソフトの費用算定に関する、考え方は以下のとおりとなります（上記ソフト仕様書より抜粋）。

1. 建築系公共施設

(1) 基本的な考え方

公共施設等の大分類ごとに、建替え及び大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等の数量に更新単価を乗ずることにより、更新費用を推計する。

(2) 更新・改修の実施年数

建替え及び大規模改修のシナリオとして 50 年、60 年、80 年での建替えの 3 パターンで更新費用を試算したところ、±10%の範囲で差は、大きくないため標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとする。

建築物の耐用年数は 60 年と仮定するが、建物附属設備である（電気設備・昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね 15 年であることから、2 回目の改修である建設後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 60 年を経た年度に建て替えると仮定する。

(3) 更新単価

公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物の構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に 4 段階の単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定している。

なお、大規模改修の単価は、建替えの約 6 割で想定するのが一般的とされるため、この想定単価を設定している。

(表 1) 更新（建替え）及び大規模改修の単価

施設分類	大規模改修	建替え
学校教育系施設	170 千円/m ²	330 千円/m ²
文化系施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²
子育て支援施設	170 千円/m ²	330 千円/m ²
保健・福祉施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²
行政系施設	250 千円/m ²	400 千円/m ²
公営住宅	170 千円/m ²	280 千円/m ²
公園	250 千円/m ²	400 千円/m ²
供給処理施設	200 千円/m ²	360 千円/m ²

2. 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算する。

また、整備面積については、道路の総面積とする。

(2) 更新・改修の実施年数

道路の耐用年数については、平成 17 年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっているが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより、現実的と考えられることから、舗装の耐用年数を 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえて 15 年とした。

(3) 更新単価

道路の更新単価は「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成 19 年の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定する。

(表 2) 道路更新単価

類型	更新単価
道路	4.7 千円/m ²

3. 橋りょう

(1) 基本的な考え方

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。

また、整備面積については、橋りょうの総面積とする。

(2) 更新・改修の実施年数

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新するものと設定した。

(3) 更新単価

橋りょうの更新単価については、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、更新単価を採用した。また、整備した年度が不明なものに関しては、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算した。

（表 3）橋りょう更新単価

類型	更新単価
橋りょう	448 千円/m ²

4. 上水道

(1) 基本的な考え方

上水道については、上水道管の延長に、更新費用を乗ずることにより、更新費用を試算する。

(2) 更新・改修の実施年数

上水道管については、総延長を更新年数で割った延長を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算した。

(3) 更新単価

上水道の更新単価については、「水道統計調査」（厚生労働省）の報告より、更新単価を採用した。

（表 4）上水道管更新単価

類型	更新単価
上水道 管路	100 千円/m

5. 下水道

(1) 基本的な考え方

下水道については、下水道管の管径別の延長に、それぞれの更新費用を乗ずることにより、更新費用を試算する。

(2) 更新・改修の実施年数

下水道管については、総延長を更新年数で割った延長を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算した。

(3) 更新単価

下水道の更新単価については、更生工法（地面を掘り起こさずに下水管を更新する工法）を前提として、更新単価を設定した。

（表5）下水道管更新単価

類型	更新単価
下水道 管路	124千円/m

6. 長寿命化

(1) 基本的な考え方

公共施設等の更新費用削減のため、各施設10年の施設寿命の延長を想定して検討を行った。

(2) 更新・改修の実施年数

長寿命化を実施した場合における施設寿命を以下のとおりとした。

（表6）長寿命化の耐用年数

類型	従前耐用年数	長寿命化耐用年数
建築系公共施設（建替え）	60年	80年
建築系公共施設（大規模改修）	30年	40年
道路	15年	25年
橋りょう	60年	70年
上水道管	40年	50年
下水道管	50年	60年

用語集

[あ行]

◆ 維持管理

施設、設備および構造物等の機能の維持のために必要となる点検、調査および補修等をいいます。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいいます。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

[か行]

◆ 旧耐震基準

昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準を指しています。

（関連用語：新耐震基準、耐震基準）

（出典：国交省ホームページ 住宅・建築物の耐震化について）

◆ 建築系公共施設

公共施設等のうち、いわゆるハコモノと呼ばれる施設にあたります。具体的には、学校・公民館・老人憩いの家等になります。

◆ 公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。

具体的には、いわゆるハコモノの他、道路、橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）およびプラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念です。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ 更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することをいいます。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

[さ行]

◆ 修繕

公共施設等を直すこと。なお、修繕を実施後の効用が従前より大きい小さいかを問いません。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ 集約化

同種の機能を持った建物を統合し、単一の建物にすることをいいます。

◆ 新耐震基準

昭和56年6月1日に導入された建築基準法に基づく現行の耐震基準を指します。

（関連用語：旧耐震基準、耐震基準）

（出典：国交省ホームページ 住宅・建築物の耐震化について）

[た行]

◆ 耐震基準

本計画における耐震基準は、建築基準法に基づく耐震基準であり、現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入されました。特徴としては、建築物に対し、許容応力度計算（一次設計）では、「中規模程度の地震動でほとんど損傷しないこと」の検証を行います。また、保有水平耐力計算（二次設計）では「大規模の地震動で倒壊・崩壊しない」ことの検証を行います。

本計画における「新耐震基準」は、現行の耐震基準を指し、「旧耐震基準」は、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準を指しています。

（関連用語：旧耐震基準、新耐震基準）

（出典：国交省ホームページ 住宅・建築物の耐震化について）

◆ 土木系公共施設

公共施設等のうち、いわゆるインフラと呼ばれる施設にあたります。具体的には、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設等をいいます。

[は行]

◆ 複合化

建物を集約する際に、複数の用途や機能が異なる建物を一つに集約することをいいます。

[や行]

◆ 予防保全維持管理（予防保全）

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいいます。（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を実施する管理手法。）（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

[ABC]

◆ ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術になります。（出典：総務省「情報通信白書 平成 28 年度版」）

◆ IoT

Internet of Things の略。様々な「モノ」がセンサーと無線通信を介してインターネットの一部を構成するという意味。「モノのインターネット」といわれています。（出典：総務省「情報通信白書 平成 28 年度版」）

◆ PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

◆ PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。（出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

河合町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行：奈良県 河合町

編集：河合町 総務課

〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部 1 丁目 1 番 1 号

電話：0745-57-0200（代表）

ファックス：0745-56-4007（代表）

メール：kouhokawai@town.kawai.nara.jp

URL：http://www.town.kawai.nara.jp/